

厚木市国土強靭化地域計画

令和7年9月

厚木市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
第2章 本市の概況	2
1 本市の概況	2
(1) 自然的条件	2
(2) 人口・インフラ・産業・交通	4
2 想定する大規模災害	8
(1) 地震災害	8
(2) 風水害	12
(3) 土砂災害	14
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 施策体系図	18
2 目標の設定	20
(1) 基本目標	20
(2) 事前に備えるべき目標	20
3 強靭化を推進するまでの基本的な方針	21
(1) 強靭化に向けた取組姿勢	21
(2) 適切な施策の組合せ	21
(3) 効率的な施策の推進	21
(4) 地域の特性に応じた施策の推進	21
4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	22
5 施策分野の設定	24
第4章 リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策	25
1 リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策	25
2 施策の重点化	25
目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	28
目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	78
目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する	100
目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない	106
目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	114
目標 6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	136
第5章 計画の推進	146
1 計画の推進体制	146
2 進捗管理	146
3 計画の見直し	146
資料 マトリクス表	147
資料 用語解説	151

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。その後、平成30年12月に基本計画の改定を行い、令和5年6月の基本法の改正に伴い、令和5年7月に2回目の基本計画の改定を行いました。

国土強靭化とは、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧及び復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強さとしなやかさを持った安全で安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。

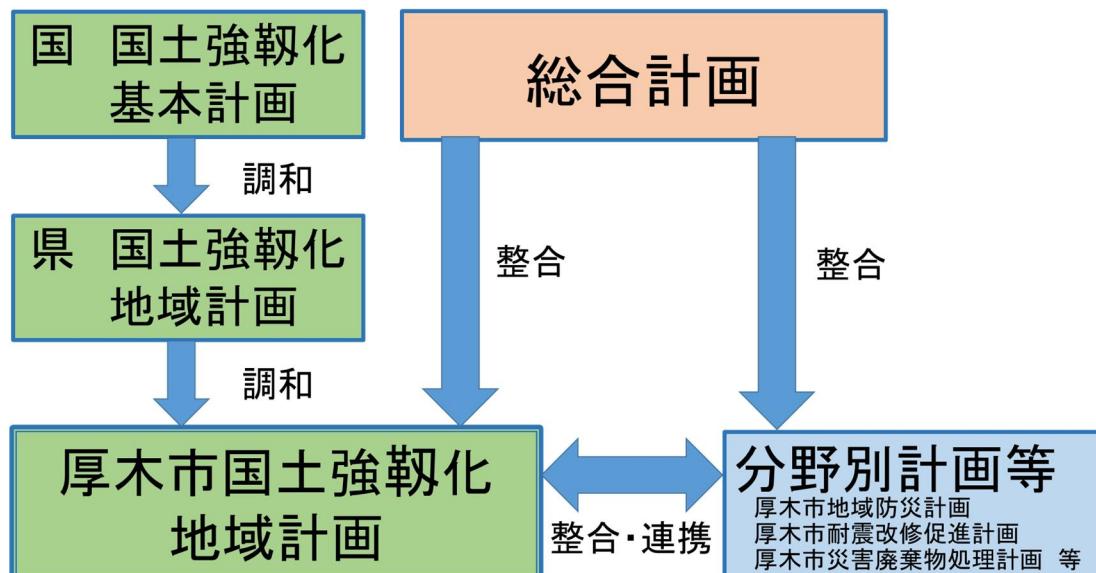
神奈川県では、このような国の動きに併せて平成29年3月に神奈川県国土強靭化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定し、令和4年3月に県地域計画の修正を行いました。

本市においては、厚木市国土強靭化地域計画（以下「市地域計画」という。）を令和3年3月に策定し、各年度において取組事業の設定見直しを行っております。この度、改正された基本法及び基本計画に基づき、本市における防災及び減災の施策を客観的に分析・整理し、更なる充実を図ることを目的に改定するものです。

2 計画の位置付け

市地域計画は、本市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）、厚木市地域防災計画等の分野別計画との整合等を図る計画として位置付けるものです。

図 市地域計画及び総合計画の関係



第2章 本市の概況

1 本市の概況

(1) 自然的条件

ア 位置

本市は、県の中央に位置し、東経 139 度 21 分、北緯 35 度 26 分、海拔 20.3m（中心市街地）にあり、西の大山を境に秦野市、西北にかけて愛甲郡清川村及び愛川町に、北から東にかけては相模川を挟み相模原市、座間市、海老名市、高座郡寒川町に、南は平塚市、伊勢原市の 6 市 2 町 1 村に接しています。

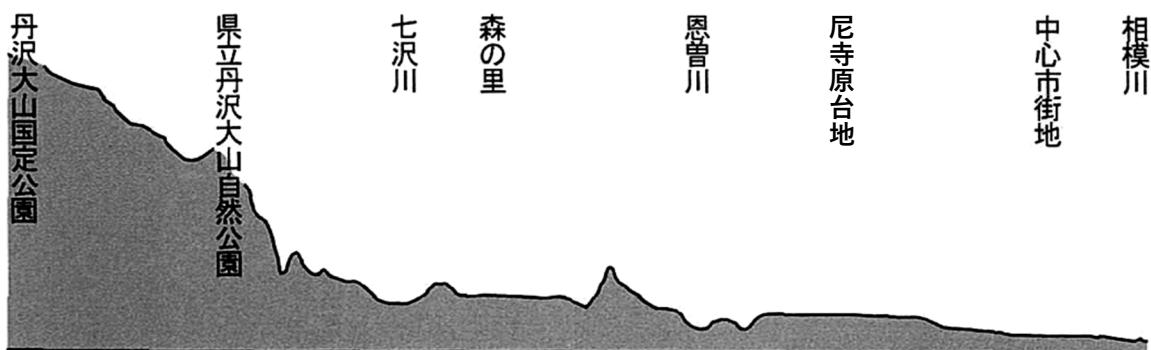
面積は 93.83km²で、東西 13.76km、南北 14.71km の扇形に近い地形で、西北より東南に緩やかに傾斜し、南部に広く開けています。

イ 地形

関東平野の西端、相模川中流域の西岸に位置する本市は、北西部に広がる丹沢山地、尼寺原台地及び狭野台地などの洪積台地及び南東部に広がる沖積平野の三段構えの地層と呼ばれる地域にあり、標高差が約 1,200m にも及ぶ起伏に富んだ地形となっています。

また、東側の市境に相模川が流れているほか、丹沢山地を源流とする中津川、小鮎川を始めとする多くの河川が流れしており、洪水による浸水のおそれがあります。市域の北西から南東にかけて緩やかに傾斜した扇状の地形を形成しています。主に市の北部及び西部において急な斜面があることから土砂災害のおそれがあります。

図 変化に富んだ本市の地形



出典：厚木市都市計画マスター・プラン

ウ 地質

本市の地質は、北部と南部の二つに大別されます。北部（荻野川から上部）は、一般に台地の表面がローム層に覆われており、その下に砂れき層が分布しています。この砂れき層の下には第三紀層が不整合に存し、その下部には硬岩、れき岩及び泥岩の小仏層（中生層）があります。南部は、台地表面がローム層でその下部に砂れき層があり、次に暗灰色の泥層となります。この泥層と不整合に淡灰色又は黄褐色の凝灰質砂岩が分布し、その下は緑泥化した輝緑岩となっています。また、地震時においては、市中央部から南部の広い範囲で液状化のおそれがあります。

エ 活断層

過去に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層を特に活断層といいます。全国には陸域において約2,000本の活断層が存在しており、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、野島断層によって引き起こされたものです。本市の周辺には、伊勢原断層及び国府津－松田断層帯が存在します。

表 本市周辺の活断層

断層名	調査時期	最新活動時期	再来間隔	調査結果
伊勢原断層 (約21km)	平成7～8年度 県調査	5～18世紀 初頭	約4,000～ 6,000年	マグニチュード7程度の地震 が発生すると推定されています。 その際、東側が西側に対して 約2m程度高まる段差やたわみ が生じる可能性があります。
国府津－ 松田断層帯 (約35km)	平成13～15年度 県調査 平成21～23年度 文部科学省調査	12世紀以降、 14世紀 前半以前	約800～ 1,300年	大深度反射法弾性波探査の結果 からフィリピン海プレートと 陸側プレートの沈み込み境界から 分岐した断層であると考えられることから、本断層帯が単独で震源断層となることはありません。相模トラフで発生する海溝型地震の数回に1回の割合で活動すると考えられています。

出典：県内の主な活断層と調査実施状況（神奈川県）

(2) 人口・インフラ・産業・交通

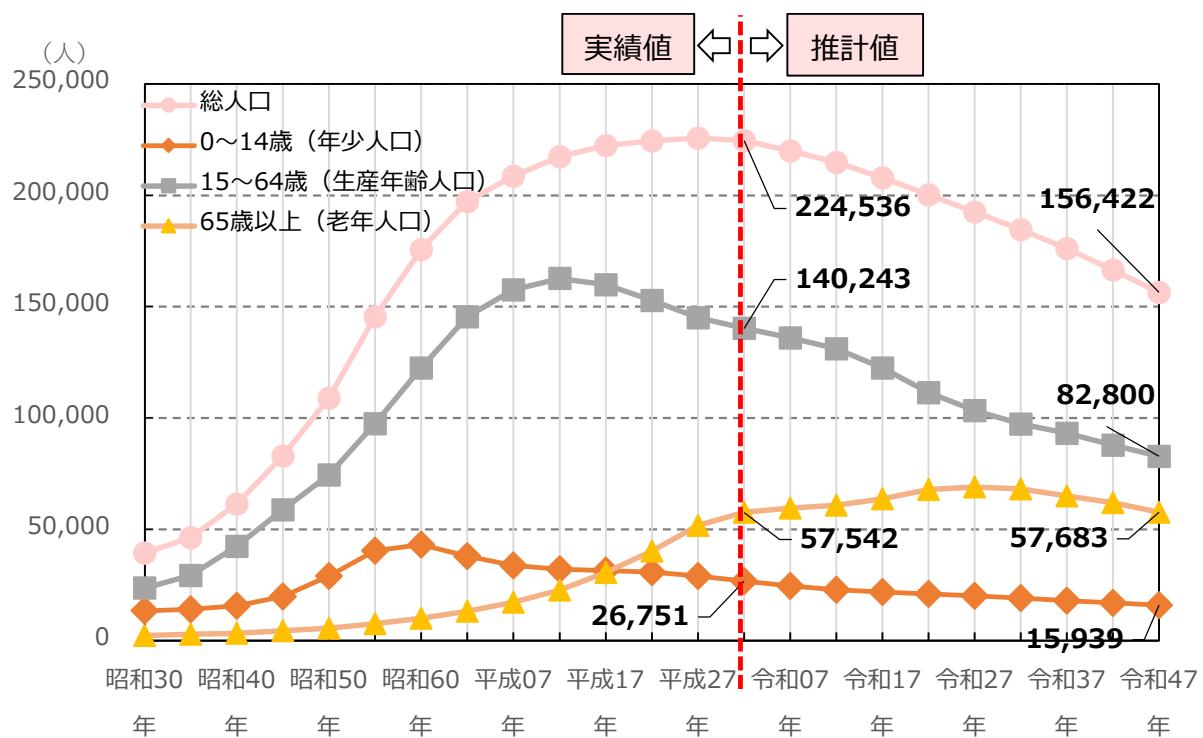
ア 人口

本市の総人口は、市制施行の昭和30年に4万人程度であったものが、昭和55年には14万人に達し、平成3年には20万人を超える、平成27年の人口規模は市制施行の年の5倍強となっています。

その後、総人口は、平成27年をピークに緩やかに減少し始め、令和47年には、156,422人になると予想されます。

人口推移の内訳をみると、年少人口（14歳以下）は、昭和60年以降緩やかに減少しています。生産年齢人口（15～64歳）は、平成12年以降減少に転じています。

図 年齢3階層別人口の推移（昭和30年～令和47年）



	昭和30年	令和2年	令和47年
人口	39,409人	224,536人	156,422人
老人人口	2,313人	57,542人	57,683人
高齢化率	5.9%	25.6%	36.9%

出典：実績は国勢調査、推計は厚木市人口ビジョンにおける厚木市推計を基に作成

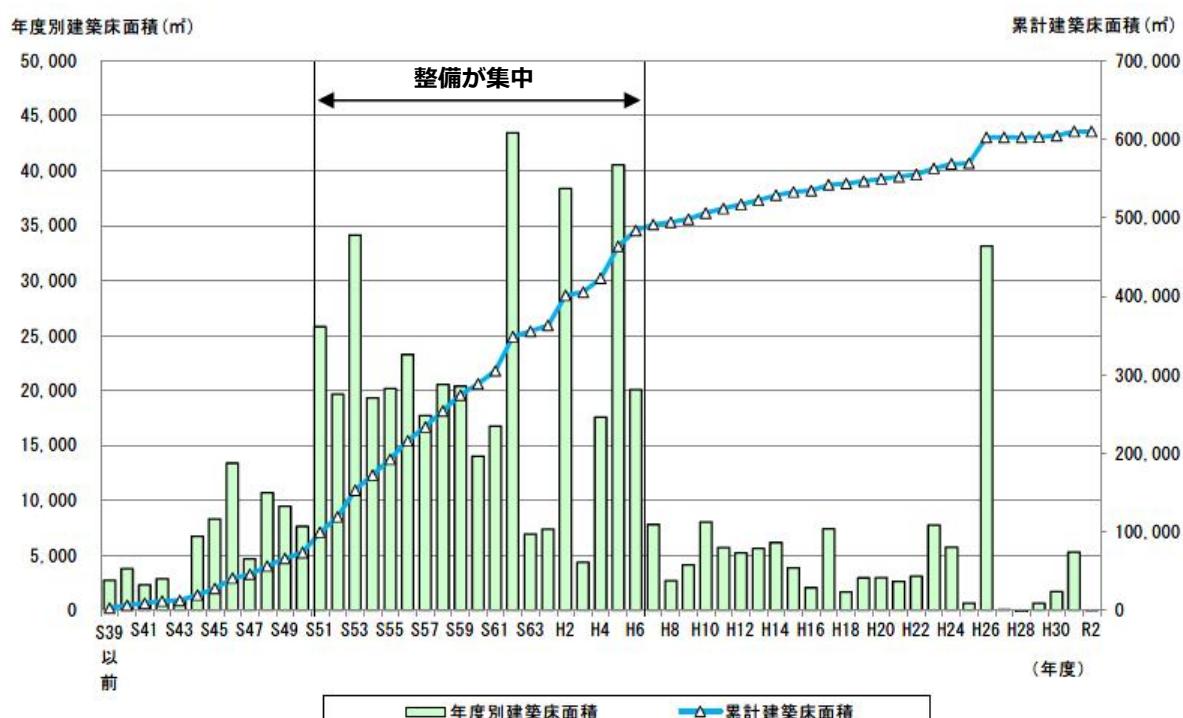
※ 各年10月1日

イ インフラ

人口の急増した昭和50年代～平成初期における高度成長期以降に集中的に整備された公共施設や道路等のインフラが今後一斉に老朽化することが見込まれます。そのことから、市民の生命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、インフラの維持管理・更新を確実に実施する必要があります。

また、各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクルを構築し、必要なメンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する必要があります。

図 本市の公共建築物の保有量の推移



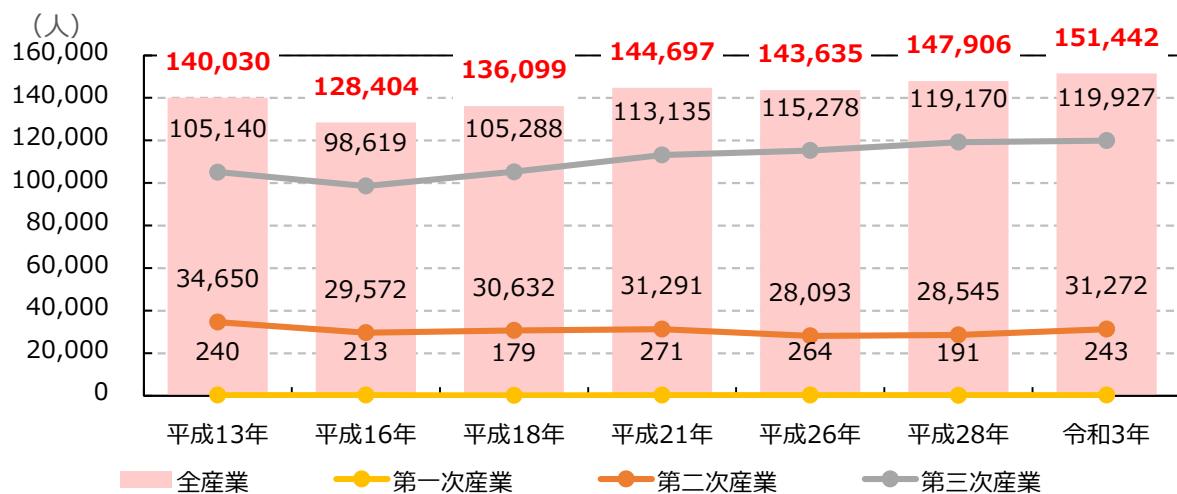
出典：厚木市公共施設最適化基本計画（令和4年2月改定）を基に作成

ウ 産業

本市は、地形的にも交通条件的にも県の中心に位置する優位性から、県央の拠点都市として栄えてきました。さらに、東名高速道路の完成に伴って、首都圏南西部の陸上交通の要衝として、製造業、流通業、研究開発機能などの立地が進み、産業都市として発展してきました。今後も高規格道路等の供用開始等で産業が発展していくことが考えられます。

市内には多くの産業が集積し、昼夜間人口比率や就従比は1.0を超えており、市外から多くの人が働きに来る自立した産業都市としての特性を有しています。

図 本市の産業構成別従業人口の推移



出典：事業所・企業統計調査（平成13～平成18年）、経済センサス（平成21年～令和3年）から作成

図 本市の就業人口、従業人口及び就従比の推移



出典：国勢調査結果（厚木市）から作成

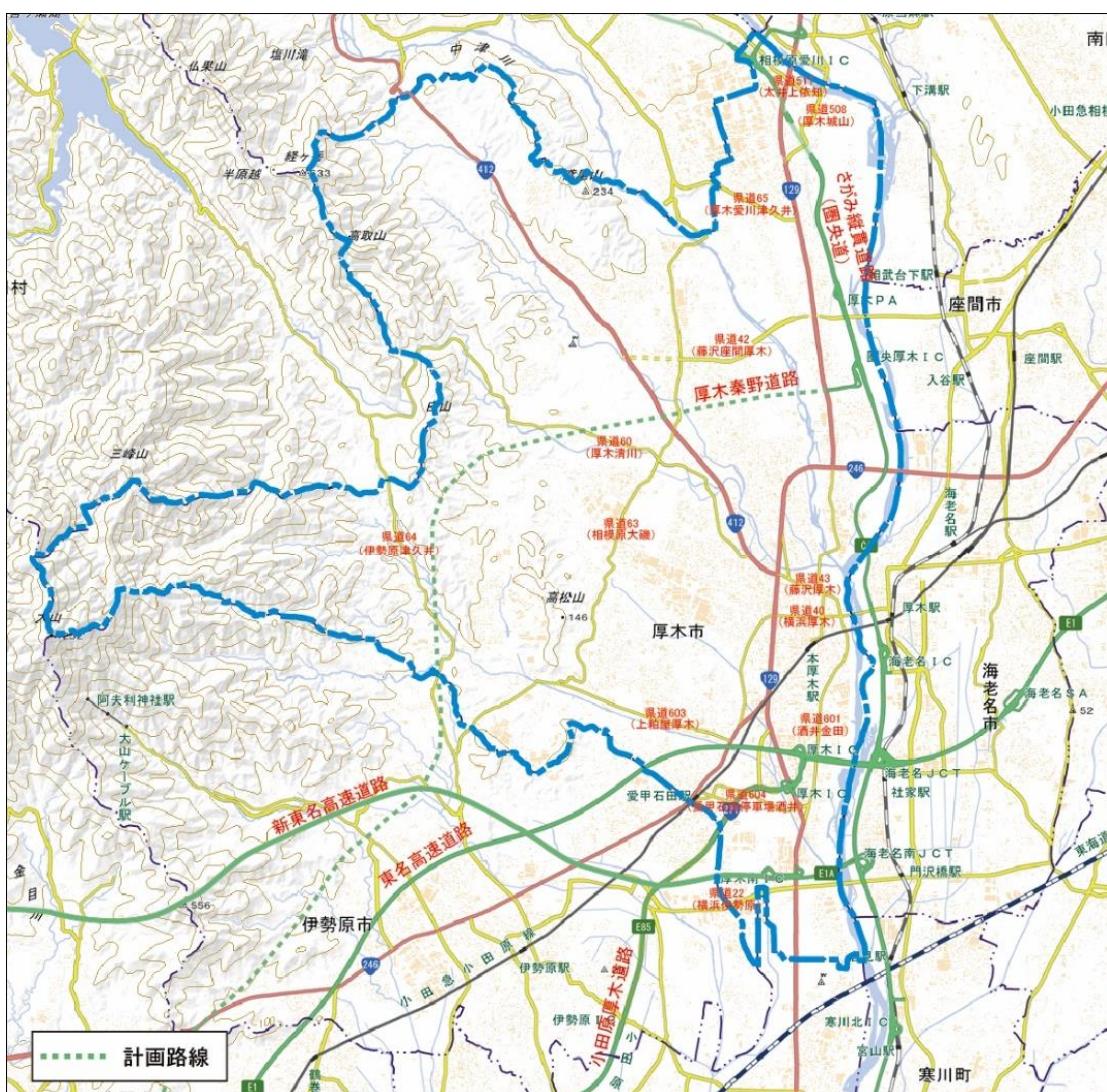
工 交通

本市は、昭和43年の東名高速道路厚木インターチェンジの開設により、首都圏南西部の道路交通の要衝として、製造業、流通業、研究開発機能等の立地が進み、産業都市として発展してきました。平成になり首都圏中央連絡自動車道及び新東名高速道路の高規格幹線道路が整備され、将来的には七つのインターチェンジが設置されるなど、道路交通の要衝としての役割の一層の高まりが期待されています。

一方、市域内の移動に関する状況では、鉄道駅が本厚木駅、愛甲石田駅の2駅ありますが、その位置は南部に寄っているため、ほとんどがバス交通に依存している状況です。

また、道路交通については、中心市街地である本厚木駅周辺と郊外部との間に、交通量の多い国道246号が貫通しているため、交差点における交通混雑により自動車や路線バスのアクセス性が低下している状況です。

図 幹線道路の状況



出典：厚木市交通マスタープラン

2 想定する大規模災害

(1) 地震災害

本市では、平成30年度に東日本大震災で明らかになった知見を反映させ、市域に甚大な被害をもたらす可能性がある地震を対象とした地震被害想定調査を実施しました。本市に影響が大きいものとして想定した地震は、次の表のとおりです。

そのうち、都心南部直下地震は30年以内の発生確率が70%と評価されており、この地震が発生した場合は、市域では最大で震度6強の揺れが想定されています。特に市の中南部で揺れが大きく、市域における建物被害は全壊1,054棟、人的被害は死者72人など、大きな被害が生じることが想定されています。

表 本市に影響を及ぼす想定地震

想定地震名	モーメント マグニチュード	30年以内の 発生確率	地震の概要
都心南部 直下地震	7.3	70%	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震で、国が防災対策の主眼をおく地震です。
東海地震	8.0	70%	駿河トラフを震源域とする地震で、本市は東海地震の地震防災対策強化地域に指定されています。
南海トラフ 巨大地震	9.0	—	南海トラフを震源域とする地震で、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。
大正型 関東地震	8.2	0~5%	相模トラフを震源域とする地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震です。

出典：厚木市地震被害想定調査報告書（平成31年3月）

表 地震被害想定調査結果（市域における被害）（冬18時の想定で算出）

種別	被害項目	被害単位	都心南部 直下地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震
建物	揺れによる 建物被害	全壊数（棟）	1,054	0	0	8,085
		半壊数（棟）	6,041	22	39	12,329
	液状化による 建物被害	全壊数（棟）	23	13	14	82
		半壊数（棟）	38	21	23	138
	斜面崩壊による 建物被害	全壊数（棟）	29	2	2	49
		半壊数（棟）	67	5	6	115
	被害合計	全壊数（棟）	1,105	15	16	8,217
		半壊数（棟）	6,146	49	68	12,582
人的被害	死者	死者数（人）	72	1	1	548
	重症者	重症者数（人）	33	1	1	207
	中等症者	中等症者数（人）	483	10	13	1,722
	軽症者	軽症者数（人）	899	15	20	2,386

出典：厚木市地震被害想定調査報告書（平成31年3月）

図 都心南部直下地震震度分布図

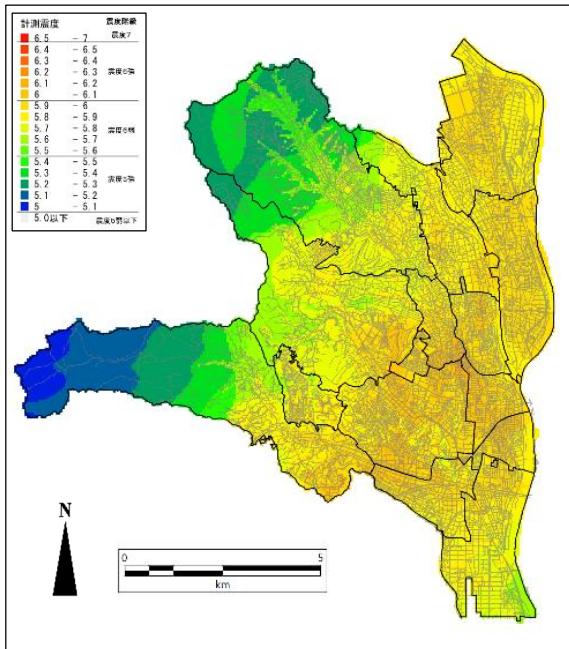


図 東海地震震度分布図

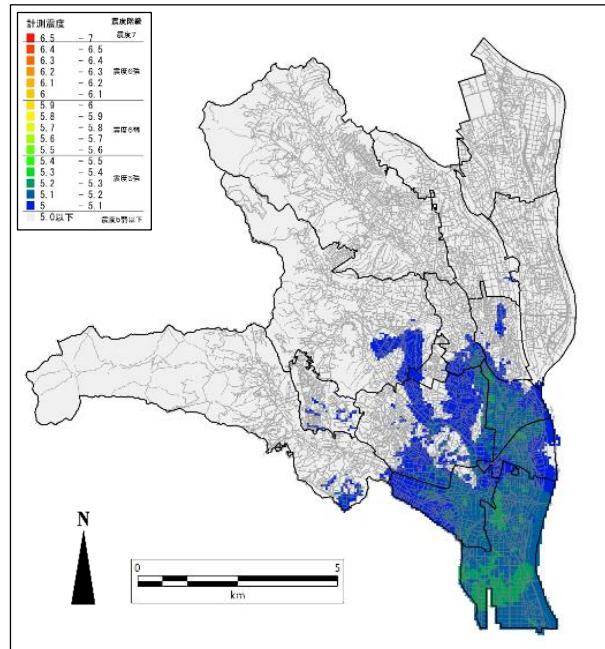


図 南海トラフ巨大地震震度分布図

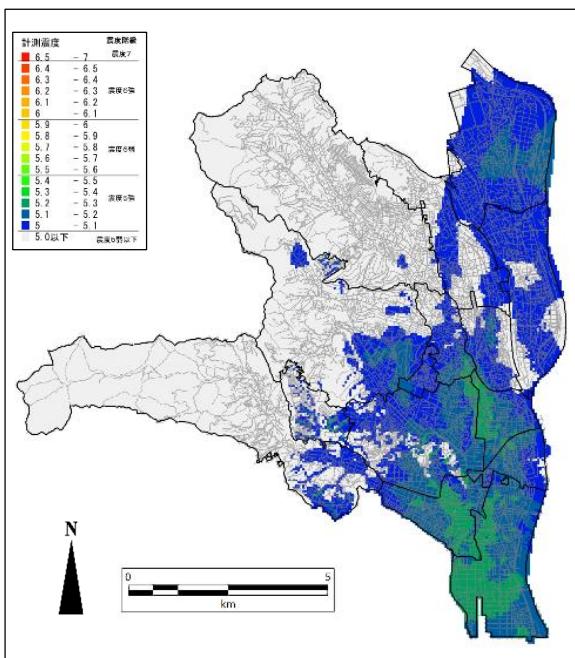
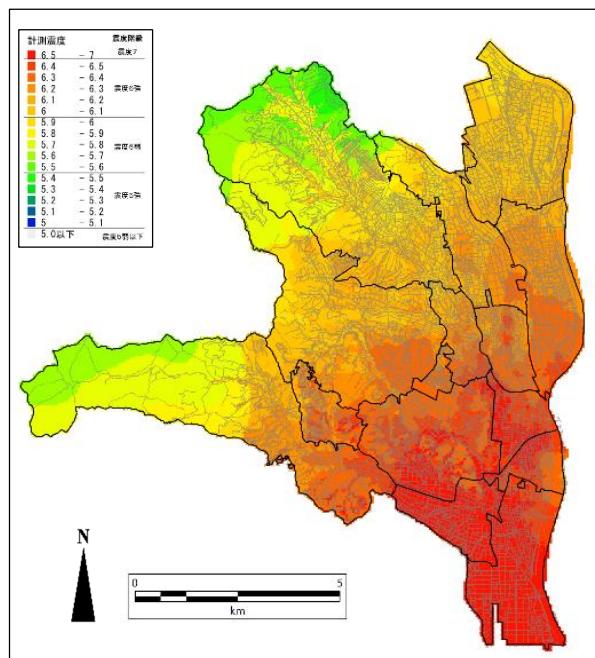


図 大正型関東地震震度分布図



出典：厚木市地震被害想定調査報告書（平成 31 年 3 月）

図 都心南部直下地震の液状化危険度分布図

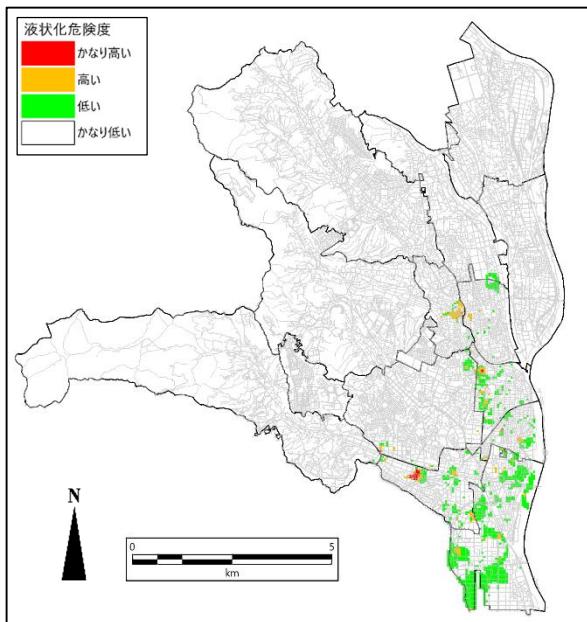


図 東海地震の液状化危険度分布図

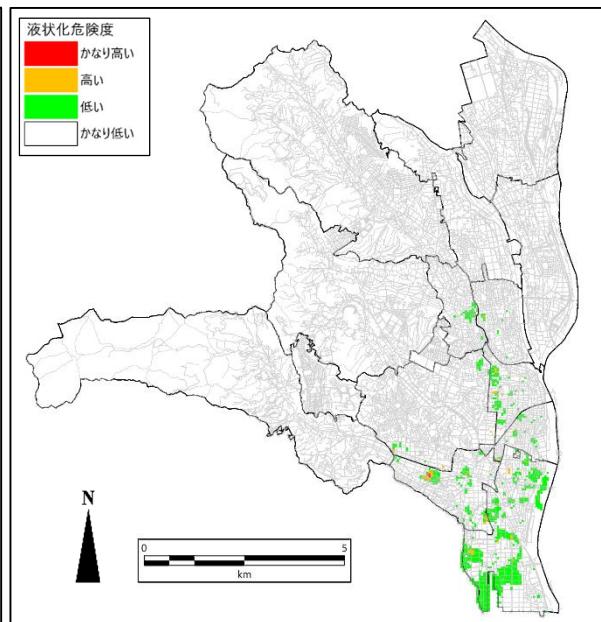


図 南海トラフ巨大地震の液状化危険度分布図

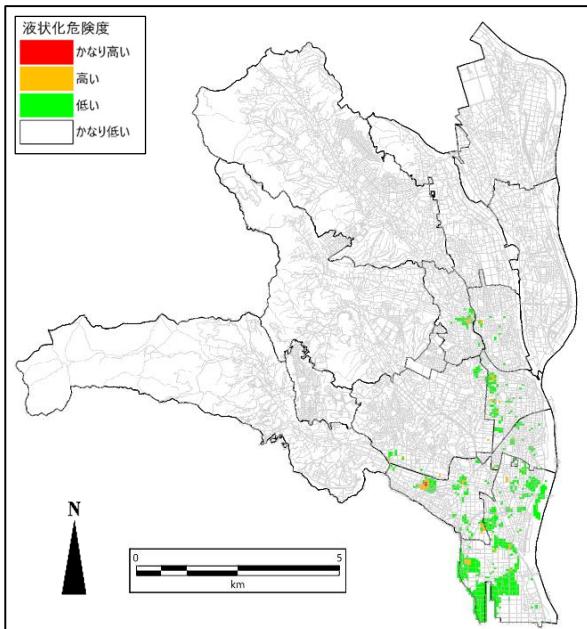
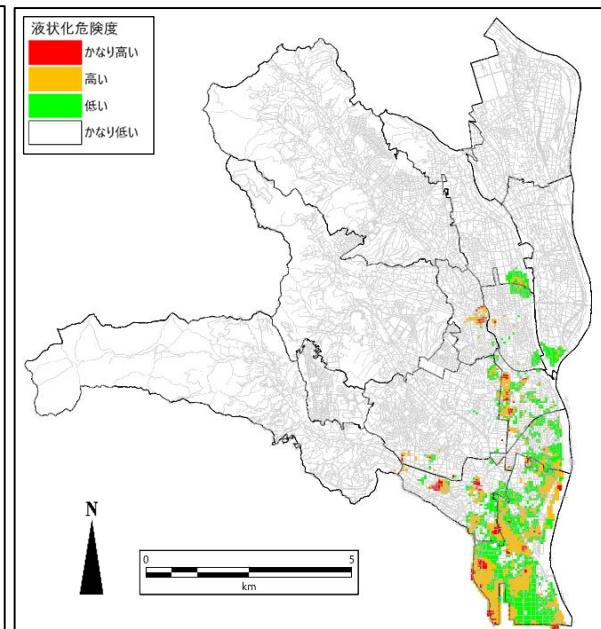


図 大正型関東地震の液状化危険度分布図



出典：厚木市地震被害想定調査報告書（平成31年3月）

(2) 風水害

市域を流れる9河川における洪水による浸水が想定されている区域（想定最大規模）は次のとおりです。河川の流域沿いでは浸水が想定されており、相模川洪水浸水想定区域では、最大で5m以上の浸水が想定されています。また、近年の大雨や台風被害では、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川流域においても被害が発生していることから、本市においても、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川の流域の浸水リスクを踏まえる必要があります。

図 相模川洪水浸水想定区域

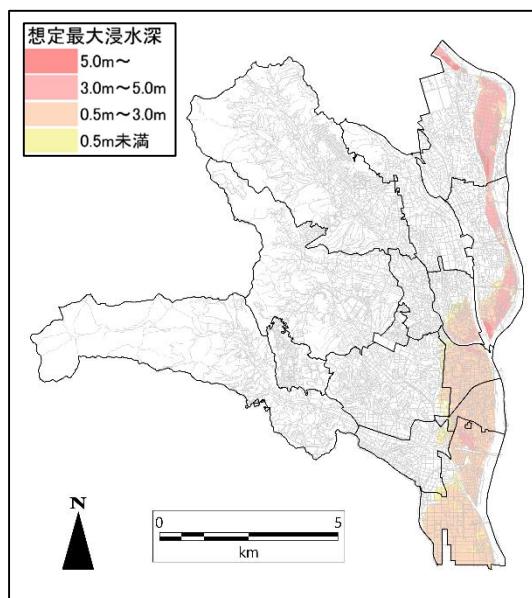


図 中津川洪水浸水想定区域

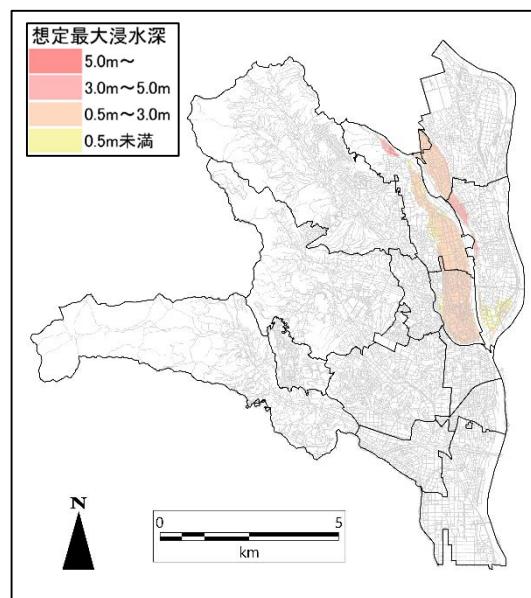


図 小鮎川・荻野川洪水浸水想定区域

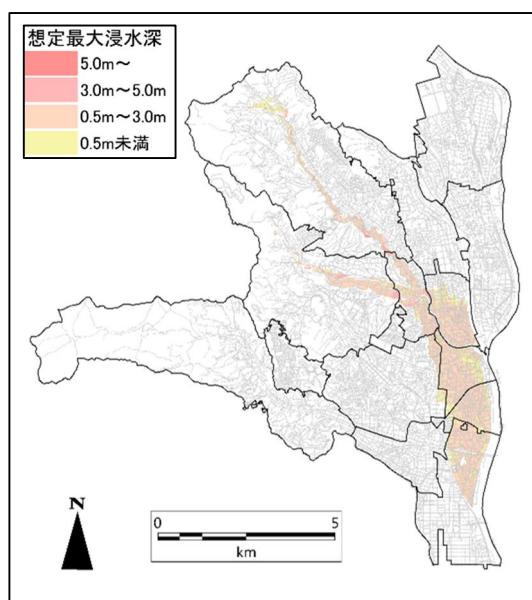


図 玉川・細田川洪水浸水想定区域

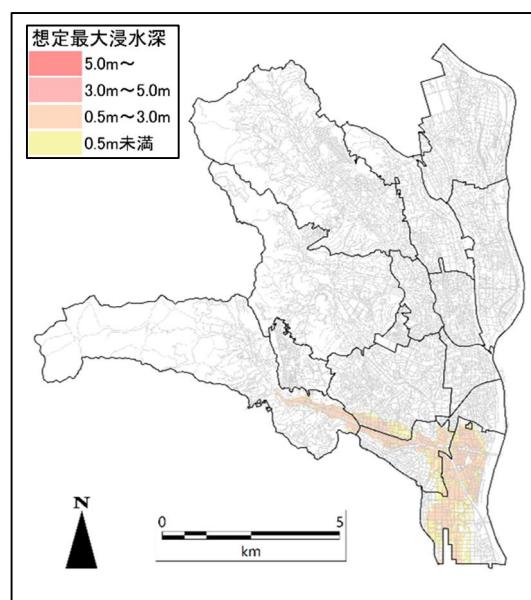


図 恩曽川洪水浸水想定区域

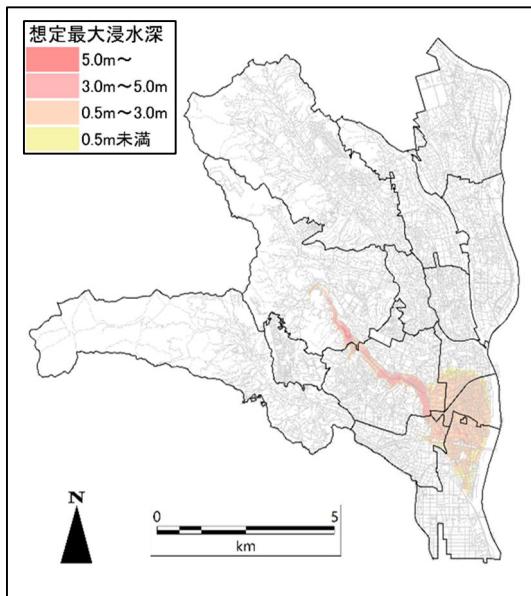


図 善明川洪水浸水想定区域

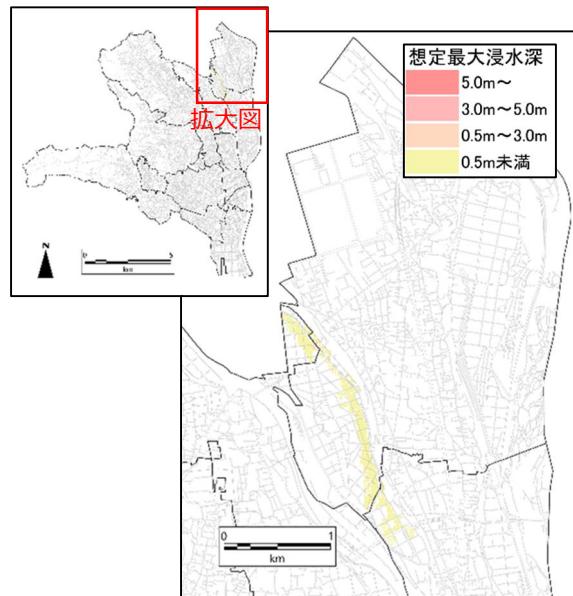


図 山際川洪水浸水想定区域

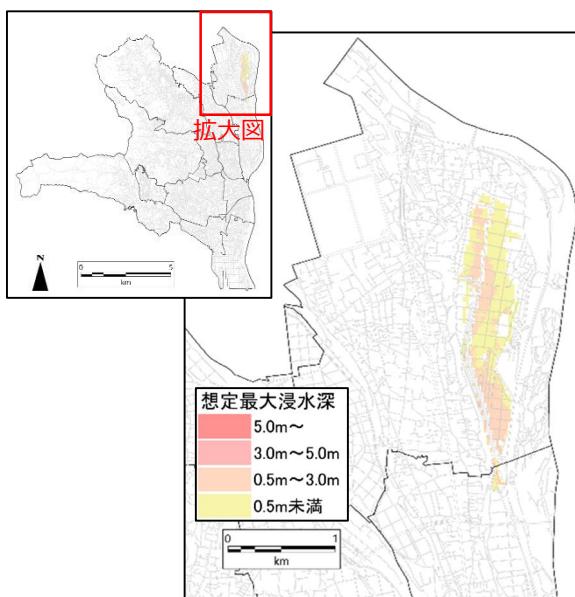
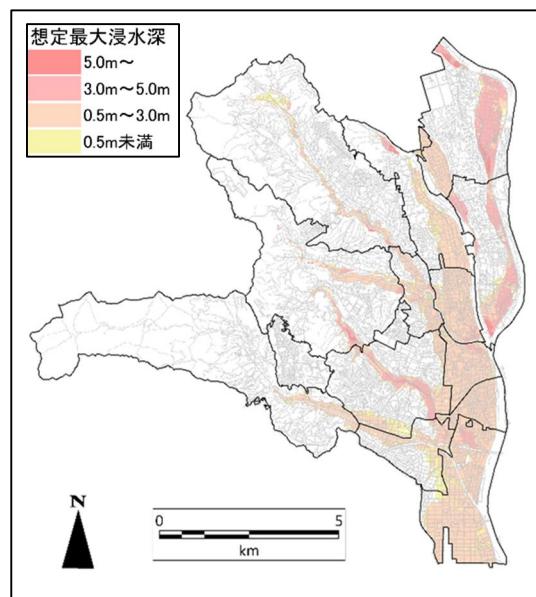


図 9河川の想定最大規模の合図



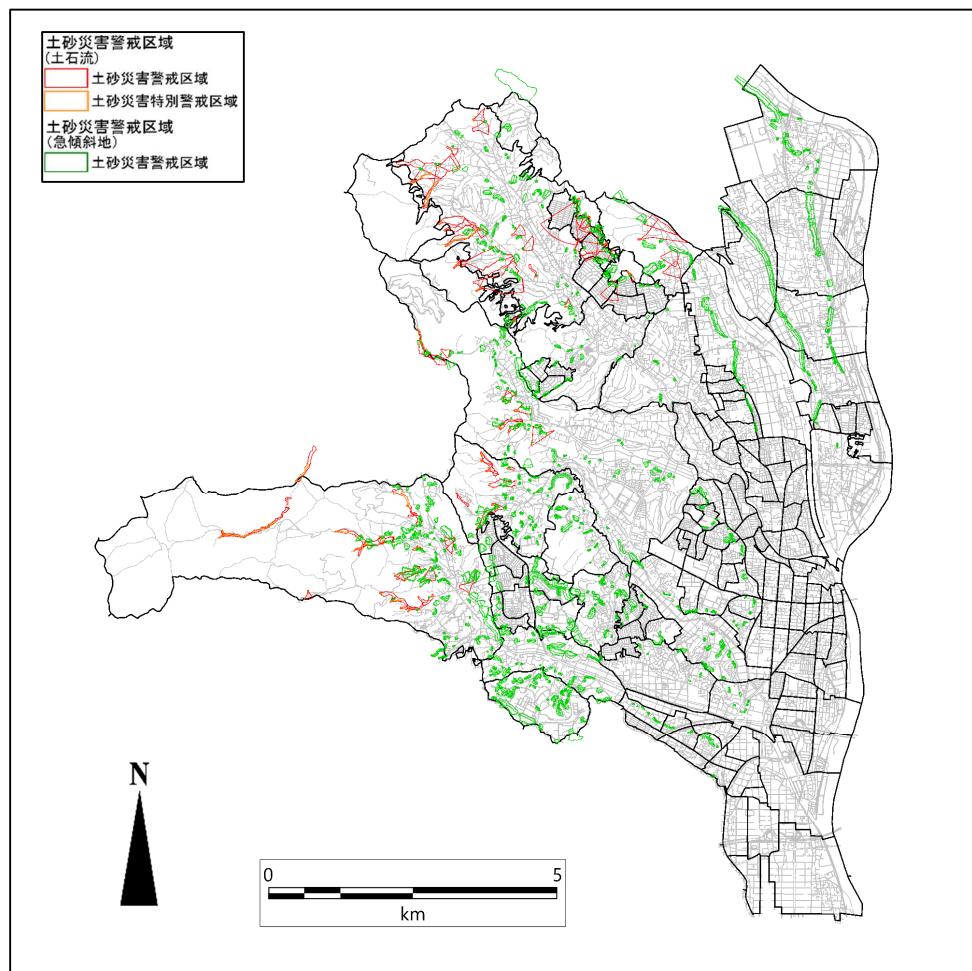
出典：厚木市洪水浸水ハザードマップ（平成30年10月）

(3) 土砂災害

土砂災害警戒区域は、次のとおりです。

市の中央部から北部及び西部にかけて土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。土砂災害が発生した場合、人的被害や建物被害、さらに、道路分断等に伴う市民生活への影響などが想定されます。

図 土砂災害危険箇所図（令和3年8月）



出典：神奈川県の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域データ

表 本市における土砂災害警戒区域等の指定

区分		箇所数
土石流	警戒区域（うち特別警戒区域）	75 (60)
急傾斜	警戒区域（うち特別警戒区域）	250 (245)
地すべり	警戒区域（うち特別警戒区域）	0 (0)
合 計	警戒区域（うち特別警戒区域）	325 (305)

出典：神奈川県土砂災害情報ポータル – 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の法定図書など
(令和6年4月12日現在)

表 本市における主な災害記録

年月日		種別	被害状況
大正元年	9月22日	暴風雨	
大正3年	8月12~13日	暴風雨	中津川、小鮎川氾濫
	29~31日		
	9月13日		
大正6年	9月30日 10月1日	暴風雨	全壊59戸、半壊23戸、床上浸水28戸、床下浸水209戸、堤防決壊20m 橋りょう流失・破損8箇所、道路破損10箇所(200m)
大正12年	9月1日	関東大震災	死者73人、負傷者142人、全壊焼1,637戸、半壊焼569戸半流失1戸
	9月15・16日	豪雨	
大正13年	1月15日	激震	死傷者31人、全壊52戸、半壊462戸
	9月16日	洪水	
昭和3年	10月8日	暴風雨	小鮎川決壊、木壳場部落の大部分が浸水
昭和6年	9月26日	暴風雨	玉川決壊、上落合南部で浸水
昭和7年	11月14日	暴風雨	全壊1戸、半壊多数
昭和10年	9月25日	暴風雨	砂利採取船1隻流出
	10月27日	豪雨	浸水350余戸、1時間雨量70mm
昭和13年	8月31日	暴風雨	小鮎川堤防一部決壊
	9月1日		
昭和16年	7月11日	豪雨	死者8人、家屋流失20余戸、玉川8箇所で決壊
	7月16日	豪雨	山際地内 がけ崩れ(50m)により民家4戸全壊
	7月22日	暴風雨	鮎津橋流失、小鮎川決壊、木壳場部落一部床上浸水
昭和23年	9月16日	アイオン台風 による豪雨	農地流失、山、がけ崩れ道路破損 降雨量162mm
昭和24年	8月21日	キティ台風	
昭和25年	8月5日	豪雨	床上・床下浸水300戸、田畠冠水200町歩、中津川約150m決壊
昭和27年	6月22・23日	ダイナ台風厚 木付近を通過	
昭和33年	9月16~18日	台風第21号	
	9月25~27日	台風第22号	
昭和34年	8月13日	台風第7号	相模川の堤防が約500mにわたり護岸洗掘
昭和37年	6月12日	豪雨	相模川の堤防が約200mにわたり護岸洗掘され崩壊
昭和40年	8月23日	台風第17号	中津川、小鮎川合流点にて護岸洗掘による崩壊
	9月17日	台風第24号	全壊1棟、半壊7棟、損害約1億円

年月日		種別	被害状況
昭和 41 年	6 月 28 日	台風第 4 号	床上・床下浸水 910 戸、流没田畠 97ha、冠水田畠 1,600ha 道路の被害 47 箇所、被害総額約 3 億円
	9 月 25 日	台風第 26 号	全壊・半壊家屋 82 戸、一部損壊 185 戸
昭和 46 年	8 月 31 日	台風第 23 号	小鮎川の堤防が 20m にわたり護岸洗掘
	9 月 26 日	台風第 29 号	床下浸水 2 戸
昭和 47 年	7 月 12 日	豪雨	全壊 4 戸、半壊 7 戸、床上浸水 21 戸、床下浸水 29 戸、堤防決壊 5 箇所
	7 月 15 日	台風第 6 号	
	9 月 17 日	台風第 20 号	負傷者 1 人、半壊 1 戸、床上浸水 21 戸、床下浸水 76 戸、河川の護岸洗掘等 75 箇所
昭和 48 年	6 月 21 日	豪雨	床上浸水 5 戸
昭和 49 年	7 月 8 日	豪雨	道路等土木施設に被害
	8 月 25 日	台風第 14 号	真弓川堤防の法部 60m にわたり崩壊、道路等土木施設に被害
	9 月 1 日	台風第 16 号	床下浸水 29 戸、市道白根－才戸線（根岸地区）の路肩約 30m にわたり崩壊、河川関係の被害 7 箇所
昭和 50 年	10 月 5 日	台風第 13 号	床下浸水 7 戸
昭和 54 年	10 月 19 日	台風第 20 号	負傷者 5 人、全壊 3 戸、半壊 18 戸、床上浸水 3 戸、床下浸水 38 戸、道路破損 22 箇所、橋りょう 2 箇所、河川決壊 19 箇所、がけ崩れ 6 箇所
昭和 56 年	10 月 22 日	台風第 24 号	床下浸水 16 戸、道路破損 19 箇所、河川崩落等 8 箇所、法面崩落等 11 箇所、教育施設崩落 2 箇所、田畠冠水被害、市内の雨量（消防本部 198 mm、依知分署 223 mm、荻野分署 186 mm、南毛利分署 145 mm）
昭和 57 年	8 月 1 日	台風第 10 号	道路破損 7 箇所、橋りょう 1 箇所、河川護岸洗掘 4 箇所、がけ崩れ 5 箇所
	9 月 12 日	台風第 18 号	床下浸水 4 戸、道路破損 5 箇所、河川護岸洗掘 6 箇所、がけ崩れ 5 箇所
昭和 58 年	5 月 16 日	豪雨	棚沢貝殻坂 15m にわたり崩壊
	6 月 16 日	豪雨	棚沢貝殻坂再度崩壊
	8 月 8 日	県西部地震	負傷者 1 人、ブロック倒壊、屋根瓦の落下あり
昭和 58 年	8 月 16 日	台風第 5 号 台風第 6 号	道路破損 5 箇所、橋りょう 1 箇所、河川護岸洗掘 2 箇所
昭和 60 年	6 月 30 日	台風第 6 号	床下浸水 12 戸、床上浸水 1 戸、物置倒壊 1 戸、土砂流出 21 箇所、道路崩壊 6 箇所、倒木 90 本

年月日		種別	被害状況
昭和 61 年	3 月 23 日	豪雪	送電線鉄塔倒壊 4 基 鉄塔崩壊による 全壊 3 戸、半壊 7 戸、部分壊 12 戸、負傷者 1 人 停電 29,000 世帯、水道断水 4,950 世帯、園芸施設破損 64 棟、果樹枝折れ等 170ha
平成元年	7 月 26 日	豪雨	岡津古久でがけ崩れにより土砂流出
	8 月 19 日	豪雨	依知台地を中心集中豪雨、関口で宅地が崩壊
平成 3 年	9 月 19 日	台風第 18 号	記録的 (389 mm) な大雨による多大な被害 死者 1 人、家屋の倒壊 7 戸 (全壊 1 戸、部分壊 6 戸) 、床上浸水 6 戸、床下浸水 83 戸、がけ崩れ 38 箇所
平成 23 年	3 月 11 日	東北地方 太平洋沖地震	負傷者 1 人、ブロック倒壊、サンパークの街灯倒壊
平成 25 年	4 月 6 日	豪雨	床下浸水 4 戸、床上浸水 3 戸、道路封鎖 1 箇所
平成 26 年	2 月 8 日	豪雪	負傷者 13 人
	2 月 14 日	豪雪	負傷者 35 人
平成 27 年	7 月 3 日	豪雨	がけ崩れ 1 箇所
平成 28 年	8 月 22 日	台風第 9 号	床下浸水 1 箇所、住家被害 3 戸、がけ崩れ 1 箇所
	9 月 8 日	台風第 13 号	床下浸水 1 箇所、住家被害 3 戸
平成 29 年	6 月 21 日	豪雨	がけ崩れ 1 箇所
	10 月 22 日	台風第 21 号	がけ崩れ 4 箇所
平成 30 年	1 月 22 日	豪雨	負傷者 7 人
	9 月 4 日	台風第 21 号	住宅被害 2 戸
	10 月 1 日	台風第 24 号	負傷者 1 人、住宅被害 20 戸
令和元年	9 月 8 ~ 9 日	台風第 15 号	屋根等破損 43 件、倒木 58 件その他 (雨漏り等) 48 件
	10 月 25 日	台風第 19 号	倒木 35 件、冠水 14 件、護岸破損 4 件、斜面崩落 6 件、施設破損 22 件、断水 1 件、土壤流出 1 件、その他 (雨漏り等) 64 件
令和 2 年	7 月 11 日	豪雨	床下浸水 1 戸、がけ崩れ 1 件、停電 110 世帯
	9 月 5 日	豪雨	床下浸水 1 戸
令和 3 年	7 月 1 日	豪雨	がけ崩れ 22 箇所
	7 月 13 日	豪雨	がけ崩れ 1 箇所
	8 月 14 日	豪雨	がけ崩れ 2 箇所
	10 月 1 日	台風第 16 号	負傷者 1 人
	10 月 7 日	地震	負傷者 2 人
令和 4 年	5 月 27 日	豪雨	がけ崩れ 1 箇所
令和 5 年	6 月 2 日	豪雨	行方不明者 1 人
令和 6 年	2 月 5 日	大雪	負傷者 5 人
	7 月 31 日	豪雨	道路被害 4 箇所
	8 月 29 日	台風第 10 号	一部破損 2 戸、床下浸水 1 戸、停電 830 世帯

第3章 計画の基本的な考え方

1 施策体系図

基本目標 4		事前に備えるべき目標 6	
1 人命の保護が最大限図られること。		1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	
		2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	
		3 必要不可欠な行政機能を確保する	
		4 経済活動を機能不全に陥らせない	
2 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。		5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	
		6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	
3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること。			
4 迅速な復旧復興を図ること。			

施策を重点化するリスクシナリオ

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）26	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生
2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の停滞
4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
4-4	農地・森林等の被害に伴う地域の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下
5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
5-3	上水道施設等の長期間にわたる供給停止
5-4	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
5-5	緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・喪失

2 目標の設定

本市の国土強靭化を推進するに当たり、基本目標及び基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標を次のとおり定めます。

(1) 基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること。
- 2 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること。
- 4 迅速な復旧復興を図ること。

(2) 事前に備えるべき目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

3 強靭化を推進する上での基本的な方針

基本計画における国土強靭化を推進する上での基本的な方針を踏まえ、本市の強靭化を推進するに当たり、次に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

(1) 強靭化に向けた取組姿勢

- ア 本市の強靭化を損なう原因をあらゆる側面から分析しつつ取り組みます。
- イ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画に取り組みます。
- ウ 地域の活力高揚及び経済成長にも資する取組とします。

(2) 適切な施策の組合せ

- ア ハード対策及びソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- イ 自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、国、県、市及び民間が適切に連携及び役割分担をして強靭化に資する適切な対策を講じます。
- ウ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 効率的な施策の推進

- ア 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえます。
- イ 既存の社会資本を有効活用するほか、民間資金の積極的な活用を図ります。
- ウ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものとします。
- エ デジタル技術等の新技術の活用による国土強靭化施策の高度化を図ります。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ア 人のつながり及びコミュニティ機能を強化し、強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- イ 妊産婦、高齢者、子ども、障がい者、外国人等の方に配慮するとともに、本市の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します。
- ウ 国、県、他の市区町村や関係機関、企業、団体等との間で協定を締結するなど、官民連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策や事業継続性の確保等が行えるように努めます。

4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、基本計画及び県地域計画に定めるリスクシナリオを踏まえ、次のとおり 26 の起きてはならない最悪の事態を設定します。

表 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標 (6)		起きてはならない最悪の事態（26）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の停滞
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林等の被害に伴う地域の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下

事前に備えるべき目標（6）		起きてはならない最悪の事態（26）	
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-3	上水道施設等の長期間にわたる供給停止
		5-4	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		5-5	緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	地域社会・経済の迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

5 施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態を回避するための施策の分野として、次のとおり七つの個別施策分野と五つの横断的分野を設定します。

表 施策分野の設定

分野	施策分野
個別施策分野	1 行政機能・消防・防災教育等
	2 住宅・都市・交通・国土保全
	3 保健医療・福祉
	4 情報通信
	5 産業・物流・エネルギー
	6 環境・農林水産
	7 土地利用
横断的分野	1 市民協働の推進
	2 人材育成
	3 老朽化対策
	4 官民連携
	5 デジタル技術の活用

第4章 リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策

1 リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策

脆弱性の分析及び整理の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、リスクへの対応方策として取りまとめました。

また、リスクシナリオに対する各施策の位置付けを分野別に把握するため、縦軸に施策、横軸に施策分野を示して、マトリクス表としてまとめました。(143~146 ページ参照)

2 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靭化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化を図りながら進める必要があります。

本市では、人命の保護を最優先として、意向調査（アンケート）の結果や社会情勢を踏まえ、影響の大きさ、緊急度、行政の役割などを考慮し、表のとおり重点化する施策により回避すべき起きてはならない最悪の事態を選定しました。

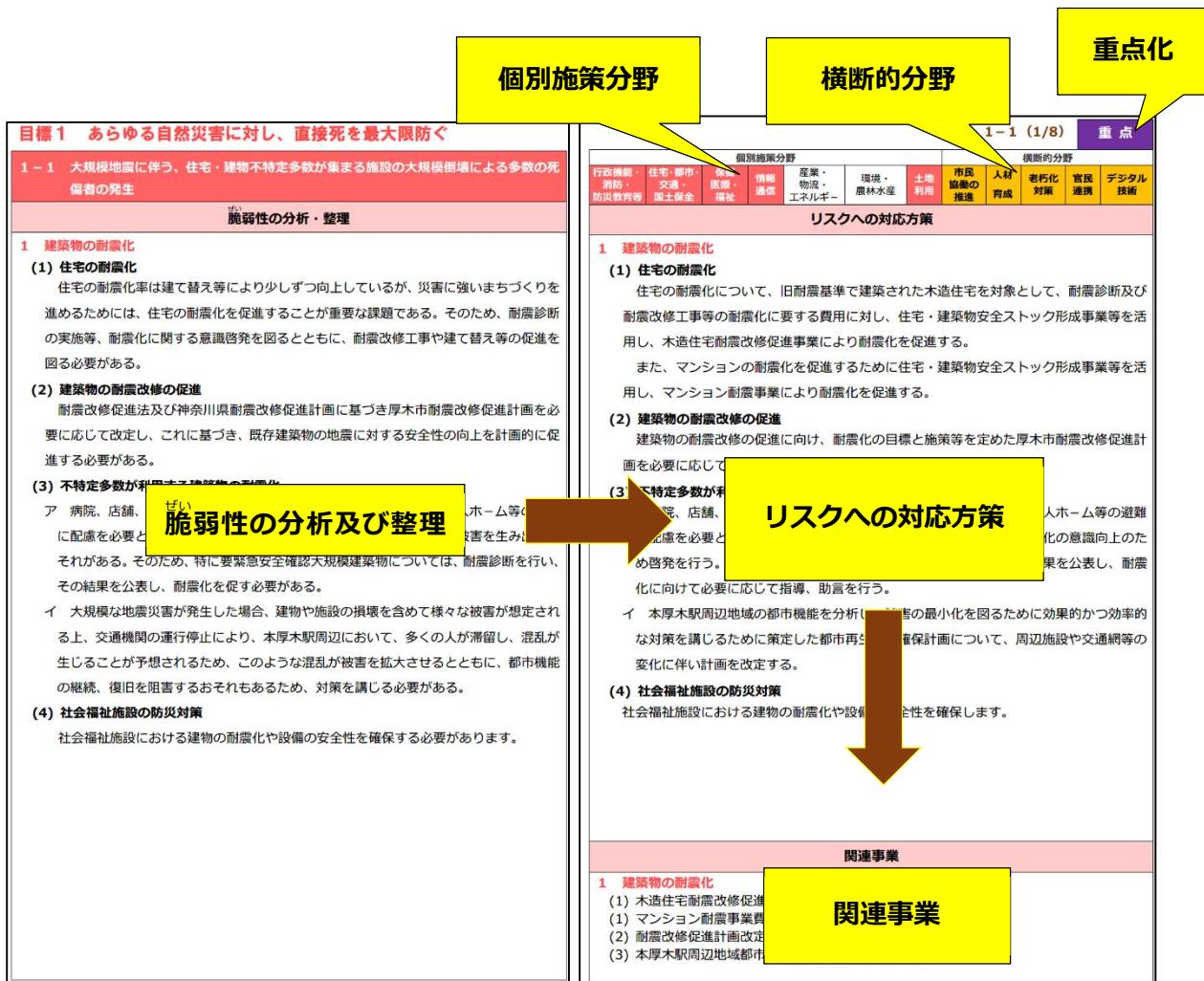
表 重点化する施策により回避すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標（3）	起きてはならない最悪の事態（9）	
あらゆる自然災害に対し、直 接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施 設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による 多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の 浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等に による多数の死傷者の発生
救助・救急、医療活動が迅速 に行われるとともに、被災者 等の健康・避難生活環境を確 実に確保することにより、関 連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不 足
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わ る物資・エネルギー供給の停止
	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生

事前に備えるべき目標（3）	起きてはならない最悪の事態（9）	
情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-5	緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策の取りまとめ表の見方

市地域計画への記載方法では、左のページに脆弱性の分析と整理を示します。右のページにはリスクへの対応方策を示し、該当する個別施策分野、横断的分野及び重点化する施策を示します。また、下段には取組の方向性に関連する事業を記載します。



目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

ぜい 脆弱性の分析・整理

1 建築物の耐震化

(1) 住宅の耐震化

住宅の耐震化率は建て替え等により少しずつ向上しているが、災害に強いまちづくりを進めるためには、住宅の耐震化を促進することが重要な課題である。そのため、耐震診断の実施等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図る必要がある。

(2) 建築物の耐震改修の促進

耐震改修促進法及び神奈川県耐震改修促進計画に基づき厚木市耐震改修促進計画を必要に応じて改定し、これに基づき、既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進する必要がある。

(3) 不特定多数が利用する建築物の耐震化

ア 病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物、学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物等は、被災すると多くの人的被害を生み出すおそれがある。そのため、特に要緊急安全確認大規模建築物については、耐震診断を行い、その結果を公表し、耐震化を促す必要がある。

イ 大規模な地震災害が発生した場合、建物や施設の損壊を含めて様々な被害が想定される上、交通機関の運行停止により、本厚木駅周辺において、多くの人が滞留し、混乱が生じることが予想されるため、このような混乱が被害を拡大させるとともに、都市機能の継続、復旧を阻害するおそれもあるため、対策を講じる必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 建築物の耐震化 <p>(1) 住宅の耐震化</p> <p>住宅の耐震化について、旧耐震基準で建築された木造住宅を対象として、耐震診断及び耐震改修工事等の耐震化に要する費用に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、木造住宅耐震改修促進事業により耐震化を促進する。</p> <p>また、マンションの耐震化を促進するために住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、マンション耐震事業により耐震化を促進する。</p> <p>(2) 建築物の耐震改修の促進</p> <p>建築物の耐震改修の促進に向け、耐震化の目標と施策等を定めた厚木市耐震改修促進計画を必要に応じて改定する。</p> <p>(3) 不特定多数が利用する建築物の耐震化</p> <p>ア 病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物、学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物等は、所有者等に対して耐震化の意識向上のため啓発を行う。要緊急安全確認大規模建築物については、耐震診断結果を公表し、耐震化に向けて必要に応じて指導、助言を行う。</p> <p>イ 本厚木駅周辺地域の都市機能を分析し、被害の最小化を図るために効果的かつ効率的な対策を講じるために策定した都市再生安全確保計画について、周辺施設や交通網等の変化に伴い計画を改定する。</p>											
関連事業											
1 建築物の耐震化 <p>(1) 木造住宅耐震改修促進事業費補助事業</p> <p>(1) マンション耐震事業費補助事業</p> <p>(2) 耐震改修促進計画改定事業</p> <p>(3) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画改定事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

ぜい 脆弱性の分析・整理

2 防災体制の整備

(1) 避難場所の確保・整備

公園、緑地、農地、道路、河川などが、火災延焼の遮断効果とともに避難地等としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保を一層進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図る必要がある。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、身近な農地は、多面的な防災機能を有しているため、身近な避難場所等として保全し、災害時に実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組む必要がある。

(2) 防災拠点となる都市公園の整備

本市の北部地区における市民の憩いと安らぎの場、レクリエーションの拠点及び災害時における避難場所や災害対策本部機能等の地域の防災拠点としての機能を担う地区公園を整備する必要がある。

(3) 公園施設の整備

災害時に一時的な避難場所となる公園の機能を充実させることにより、市民の生命・身体を保護するとともに、市全体の災害対応機能の向上を図る必要がある。

(4) 公園施設の長寿命化

災害時に、一時的な避難場所となる公園における老朽化した施設について、長寿命化を行うことにより、市民の生命・身体を保護するとともに、市全体の災害対応機能の向上を図る必要がある。

(5) 運動公園施設の長寿命化

市民が今後も安心・安全に運動公園施設を利用し続けていくことができるよう、計画的に改修を進めていく必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
2 防災体制の整備 <p>(1) 避難場所の確保・整備</p> <p>市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保を一層進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図る。また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、身近な農地は、多面的な防災機能を有しているため、身近な避難場所等として保全し、災害時に実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携を推進する。</p> <p>(2) 防災拠点となる都市公園の整備</p> <p>平常時には、レクリエーション等を通じて市民のコミュニティや安らぎの場を提供し、災害時には、市民生活や都市機能の早期回復を図る避難場所等や災害対策本部機能、救援施設等防災拠点としての機能を担う公園の整備を図る。</p> <p>(3) 公園施設の整備</p> <p>住宅密集地の公園や高層集合住宅に近接した公園等に、トイレ・かまど・収納機能を有する防災用ベンチの整備を図る。</p> <p>(4) 公園施設の長寿命化</p> <p>市民が今後も施設を安心・安全に利用し続けていくことができるよう、公園施設の長寿命化計画の策定及び更新を行い、公園施設の長寿命化を推進し市全体の災害対応機能の向上を図る。</p> <p>(5) 運動公園施設の長寿命化</p> <p>市民が今後も施設を安心・安全に利用し続けていくことができるよう、個別長寿命化計画を策定する。</p>											
関連事業											
2 防災体制の整備 <p>(2) (仮称) 北部地区公園整備事業</p> <p>(3) 公園緑地整備事業</p> <p>(4) 公園緑地整備事業</p> <p>(5) 運動公園長寿命化事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

2 防災体制の整備

(6) 学校の防災体制の整備

児童・生徒が在校時及び登校時に災害が発生する場合を想定し、学校の防災体制を整備する必要がある。

(7) 小・中学校施設の最適化

市立小・中学校は施設の老朽化が進んでおり、今後、厚木市公共施設個別施設計画に基づく施設の更新時期を迎える校舎や体育館があることから、将来にわたって児童・生徒の学校生活における安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる教育環境を整えるための施設整備が必要である。

(8) 認定こども園の整備

認定こども園において、園児が在園時及び登園時に災害が発生する場合を想定し、防災体制を整備する必要がある。

(9) A Iを活用した情報収集

災害発生時に被害情報等の必要な情報を迅速に把握する必要があるが、市民からの通報に対して、職員が現地へ出向する必要がある。

(10) 社会福祉施設の防災対策

社会福祉施設における建物の耐震化や施設設備の整備をすることにより、安全性を確保する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
2 防災体制の整備											
<p>(6) 学校の防災体制の整備</p> <p>児童・生徒が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する。また、児童・生徒の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図る。</p>											
<p>(7) 小・中学校施設の最適化</p> <p>市立小・中学校の学校施設整備の在り方や整備手法等を検討し、学校ごとに整備計画を策定した上で整備を図る。</p>											
<p>(8) 認定こども園の整備</p> <p>認定こども園において、園児が在園時に災害が発生することを想定し、防災及び減災に資する施設修繕等を行い防災体制の強化を図る。</p>											
<p>(9) AIを活用した情報収集</p> <p>SNS や気象データなどから、様々な危機・災害に関する情報を AI でリアルタイムに解析・収集するシステムを導入し、災害時の被害状況把握や緊急時の意思決定、防災・リスクマネジメントに活用する。</p>											
<p>(10) 社会福祉施設の防災対策</p> <p>社会福祉施設における建物の耐震化や施設設備の整備をすることにより、安全性を確保し、防災・減災体制の強化を図る。</p>											
関連事業											
<p>2 防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 小中学校学校施設最適化推進事業 (8) 認定こども園施設整備事業 (9) 災害情報収集伝達システム運用事業 (10) 厚木市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

3 要配慮者等への支援

(1) 避難支援体制の整備

東日本大震災では、死者数のうち約 65%が 60 歳以上の方であった。このようなことからも、高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の安全を確保する必要がある。

(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援

言語等が異なる外国人の方に対しては、避難時の意思疎通が難しくなると予想されるところから、事前対策が必要である。

(3) 119 番通報時等の多言語通訳

消防本部では、日本語を話せない外国人の方からの 119 番通報等に対応するため、多言語通訳が必要である。

(4) 災害時通訳ボランティアの育成

外国籍市民が、地域の構成員として共に暮らす社会の実現を目指し、多文化共生の推進が必要である。

個別施策分野										横断的分野			
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術		
リスクへの対応方策													
3 要配慮者等への支援 <p>(1) 避難支援体制の整備 高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全の確保を図る。また、市と関係団体との間で締結される避難行動要支援者等のための緊急受入れに関する協定の拡充を図る。</p> <p>(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援 自主防災隊が、高齢者・障がいの方、言語・生活習慣の異なる外国人の方などに対し、避難誘導などを積極的に支援する。</p> <p>(3) 119番通報時等の多言語通訳 外国人の方に、安心して緊急通報していただき、通訳による迅速かつ的確な災害対応を図る。また、救急隊員や消防隊員が災害現場でも外国人の方との会話に利活用を図る。</p> <p>(4) 災害時通訳ボランティアの育成 災害時に円滑に活動できるよう研修を行うとともに、人員の確保を図る。</p>													
関連事業													
3 要配慮者等への支援 <p>(4) 多文化共生交流事業</p>													

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

ぜい 脆弱性の分析・整理

4 地域防災力の強化

(1) 市民の防災意識の向上

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、国や自治体による支援の公助だけではなく、自身の備えである自助や自治会などによる助け合いである共助が必要不可欠である。

(2) オールハザードマップ等の作成

ハザードマップは、災害の種類によって作成されており、一目で災害リスクを把握することが困難である。

(3) 地区別防災マップの作成

近年頻発する災害による被害の軽減を図るため、地域の実情に合った対策を講じる必要がある。

(4) 防災教育の充実

住んでいる地域の特徴や地震等の災害に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓について、市民や専門家などの知識や経験もいかしながら、継続的で、かつ、充実した防災教育を実施する必要がある。

(5) 自主防災組織等の強化

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、自助、共助による応急活動を推進する必要がある。

1-1 (5/8)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
<p>4 地域防災力の強化</p> <p>(1) 市民の防災意識の向上</p> <p>市民防災研修会や防災資機材等取扱研修会を開催し、防災資機材の取扱い技術の習得など市民の防災意識及び技術の向上を図る。また、自主防災隊が防災資機材を備蓄している倉庫の整備を図る。</p> <p>(2) オールハザードマップ等の作成</p> <p>平成30年度に実施した地震被害想定調査結果を基にした震度分布図、液状化分布図や最新の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域の全ての災害リスクを反映したオールハザードマップを作成し、全戸配布することにより、市民一人一人の防災対策を推進する。</p> <p>(3) 地区別防災マップの作成</p> <p>地震等の災害により想定される被害を軽減するとともに「災害に強いまちづくり」を実現するため、地域防災計画や地震被害想定調査結果等を基に、各地区の災害リスクを把握し、その対応策をまとめた地区別防災マップを市民と協働で作成し、活用する。</p> <p>(4) 防災教育の充実</p> <p>地域を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手の育成など、防災教育の一層の充実を図る。</p> <p>(5) 自主防災組織等の強化</p> <p>大規模災害発生時における自助、共助による応急活動を推進するため、防災指導員や防災推進員を活用し地域防災力の向上を図るとともに、セーフコミュニティの取組を通して、地域防災に関する啓発を目的とした研修会等を開催し、正しい防災知識の共有を推進する。</p>											
関連事業											
<p>4 地域防災力の強化</p> <p>(1) 地域防災力強化事業</p> <p>(2) オールハザードマップ等作成事業</p> <p>(3) 地区別防災マップ作成事業</p> <p>(5) セーフコミュニティ推進事業</p> <p>(5) 地域セーフコミュニティ活動推進事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

ぜい 脆弱性の分析・整理

4 地域防災力の強化

(6) ポケットブックの作成

近年頻発する災害による被害の軽減を図るため、個人や地域が各種災害の特性、避難行動や対策等について、知識を身に付ける必要がある。

(7) 地域における避難場所の確保

要配慮者や車での避難を余儀なくされる方などの避難場所を確保する必要がある。

1-1 (6/8)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>4 地域防災力の強化</p> <p>(6) ポケットブックの作成</p> <p>市民や自主防災組織の防災意識・能力向上を目的に、各種災害時の事前行動などを掲載した防災ポケットブックを全戸配布することにより、市民一人一人の防災対策を推進する。</p> <p>(7) 地域における避難場所の確保</p> <p>要配慮者が利用する施設や車中泊避難場所などを確保するため、民間事業者と協定を締結することなどにより、地域における避難場所の確保に努める。</p>											
関連事業											
<p>4 地域防災力の強化</p> <p>(6) 防災マニュアル作成事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

ぜい 脆弱性の分析・整理

5 防災まちづくり

(1) 安全なまちづくりの推進

- ア 土砂災害や浸水のリスクの高いハザードエリア内に住宅が存するため、災害による被害の防止を図る必要がある。
- イ 頻発・激甚化する自然災害の被害を軽減するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。
- ウ 市民、事業者等様々な関係者が自分ごととして防災意識の向上や災害への備えに取り組む必要がある。

(2) ブロック塀の安全対策の促進

地震発生時は、ブロック塀の倒壊により、人的被害はもちろん、避難や救助活動にも支障を来すおそれがあるため対策を進める必要がある。

(3) 宅地耐震化の推進

大規模な滑動崩落が発生すると公共施設等を含む地域コミュニティに被害がおよぶことから、面的な宅地耐震化に取り組む必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
5 防災まちづくり <p>(1) 安全なまちづくりの推進</p> <p>ア 厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画（立地適正化計画）の防災指針に基づき、災害リスクの回避や低減を図る。また、都市構造再編集中支援事業等の活用によりハザードエリアからの移転を促進し、災害に強い都市づくりを推進する。</p> <p>イ 頻発・激甚化する自然災害に対応する災害に強い都市づくりの実現に向けて、厚木市防災都市づくり計画に基づき、防災・減災対策及び復興事前準備の取組を推進する。</p> <p>ウ 市内全域の建物や地形と災害ハザード情報を3次元で重ね合わせた「あつぎ3Dデジタルマップ」を活用し、災害リスク情報を可視化することにより、防災意識の向上を図る。</p> <p>(2) ブロック塀の安全対策の促進</p> <p>住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、市内の住宅や事業所等から厚木市地域防災計画に掲げる広域避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所へ至る避難路等にある危険なブロック塀等の撤去や安全な工作物等への改善工事費に対し補助金を交付し、地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による災害の未然防止を推進する。</p> <p>(3) 宅地耐震化の推進</p> <p>大規模盛土造成地について、国や県等の動向を踏まえながら、調査に基づく情報提供や滑動崩落のおそれがある場合の対策等、面的な宅地耐震化を推進する。</p>											
関連事業											
5 防災まちづくり <p>(1) コンパクト・プラス・ネットワーク推進事業</p> <p>(2) 危険ブロック塀等防災工事補助金</p> <p>(3) 宅地耐震化推進事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物不特定多数が集まる施設の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

ぜい 脆弱性の分析・整理

6 消防力の強化

(1) 消防団の活性化

地域の安心と安全を守る要として、重要な役割を担っている消防団員が全国的に減少傾向にあるため、消防団の活動しやすい環境を整えるとともに、長期的に人材を確保していく必要がある。また、大規模災害時に消防団員を支援する体制を充実させる必要がある。

(2) 消防団施設の整備

地域防災の拠点施設である消防団施設の充実・強化を図る必要がある。

(3) 消防車両の整備

複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ的確に対応するため、消防車両を整備し、消防力の充実強化を図る必要がある。

(4) 高機能消防指令センターの整備

各種災害に迅速・的確に対応するため、消防救急活動の拠点である消防指令センターの整備を図る必要がある。

7 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

大規模な自然災害の発生に備え、市民一人一人の防災意識の高揚を図り、災害対応力を高める必要がある。

(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施

平常時から、医療関係機関等との連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

(3) 地域特性に応じた訓練の実施

地域の防災関係機関等による、防災力向上を図った訓練を実施する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
<h2>6 消防力の強化</h2> <p>(1) 消防団の活性化</p> <p>地域防災力の中核をなす消防団の重要性と必要性を市民等に理解していただくため、事業所や大学、各種イベントなど様々な機会を捉え、加入促進に努めるとともに、消防団員の安全装備品等の整備を図る。また、消防団及び消防職退職者が有する知識や技能、経験をいかし、消防活動を後方から支援する厚木市大規模災害サポート隊の体制の充実を図る。</p> <p>(2) 消防団施設の整備</p> <p>老朽化した木造の消防団器具置場の建て替えを図る。</p> <p>(3) 消防車両の整備</p> <p>使用状況及び経過年数により老朽化した消防車両の更新整備を図る。</p> <p>(4) 高機能消防指令センターの整備</p> <p>消防救急活動の中核拠点となる複合施設内に、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム（共通波設備を含む。）の整備に向けた取組を推進する。</p>											
<h2>7 防災訓練の実施</h2> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>市や自主防災隊などが連携し、総合防災訓練を実施する。また、防災講習会や地震体験車による震度体験等を実施するとともに啓発用パンフレット等を配布し、災害に対する意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施</p> <p>医療救護活動や広域応援活動など、医療関係機関等が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図る。</p> <p>(3) 地域特性に応じた訓練の実施</p> <p>様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、市、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図る。</p>											
関連事業											
<h2>6 消防力の強化</h2> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防団活性化事業 (2) 消防団施設整備事業 (3) 消防車両整備事業 (4) 高機能消防指令センター整備事業 <h2>7 防災訓練の実施</h2> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合防災訓練等事業 											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

1 要配慮者等への支援

(1) 避難支援体制の整備（再掲）

東日本大震災では、死者数のうち約65%が60歳以上の方であった。このようなことからも、高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の安全を確保する必要がある。

(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）

言語等が異なる外国人の方に対しては、避難時の意思疎通が難しくなると予想されるところから、事前対策が必要である。

(3) 119番通報時等の多言語通訳（再掲）

消防本部では、日本語を話せない外国人の方からの119番通報等に対応するため、多言語通訳が必要である。

(4) 災害時通訳ボランティアの育成（再掲）

外国籍市民が、地域の構成員として共に暮らす社会の実現を目指し、多文化共生の推進が必要である。

2 防災体制の整備

(1) 学校の防災体制の整備（再掲）

児童・生徒が在校時及び登校時に災害が発生する場合を想定し、学校の防災体制を整備する必要がある。

(2) 空き家対策

厚木市空き家等対策計画に基づき、人口減少や住宅の老朽化等により地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家の予防・解消・活用を図る必要がある。

(3) A Iを活用した情報収集（再掲）

災害発生時に被害情報等の必要な情報を迅速に把握する必要があるが、市民からの通報に対して、職員が現地へ出向する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
1 要配慮者等への支援 <p>(1) 避難支援体制の整備（再掲）</p> <p>高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全の確保を図る。また、市と関係団体との間で締結される避難行動要支援者等のための緊急受入れに関する協定の拡充を図る。</p> <p>(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）</p> <p>自主防災隊が、高齢者・障がい者の方、言語・生活習慣の異なる外国人の方などに対し、避難誘導などを積極的に支援する。</p> <p>(3) 119番通報時等の多言語通訳（再掲）</p> <p>外国人の方に、安心して緊急通報していただき、通訳による迅速かつ的確な災害対応を図る。また、救急隊員や消防隊員が災害現場でも外国人の方との会話に利活用を図る。</p> <p>(4) 災害時通訳ボランティアの育成（再掲）</p> <p>災害時に円滑に活動できるよう研修を行うとともに、人員の確保を図る。</p>											
2 防災体制の整備 <p>(1) 学校の防災体制の整備（再掲）</p> <p>児童・生徒が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する。また、児童・生徒の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図る。</p> <p>(2) 空き家対策</p> <p>空き家の解体費の一部を補助するとともに、所有者不存在により管理不全となり近隣に迷惑を及ぼしている空き家について、空家法又は所有者不明土地法の規定に基づき、財産管理制度を活用し、売却等の処分を推進する。</p> <p>(3) AIを活用した情報収集（再掲）</p> <p>SNSや気象データなどから、様々な危機・災害に関する情報をAIでリアルタイムに解析・収集するシステムを導入し、災害時の被害状況把握や緊急時の意思決定、防災・リスクマネジメントに活用する。</p>											
関連事業											
1 要配慮者等への支援 <p>(4) 多文化共生交流事業</p> 2 防災体制の整備 <p>(2) 空き家等対策推進事業</p> <p>(3) 災害情報収集伝達システム運用事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

2 防災体制の整備

(4) 社会福祉施設の防災対策（再掲）

社会福祉施設における建物の耐震化や施設設備の整備をすることにより、安全性を確保する必要がある。

1-2 (2/5) 重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
2 防災体制の整備 (4) 社会福祉施設の防災対策（再掲） <p>社会福祉施設における建物の耐震化や施設設備の整備をすることにより、安全性を確保し、防災・減災体制の強化を図る。</p>											
関連事業											
2 防災体制の整備 (4) 厚木市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

3 防災まちづくり

(1) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画の改定

大規模な地震災害が発生した場合、建物や施設の損壊を含めて様々な被害が想定される上、交通機関の運行停止により、本厚木駅周辺において、多くの人が滞留し、混乱が生じることが予想されるため、このような混乱が被害を拡大させるとともに、都市機能の継続、復旧を阻害するおそれもあるため、対策を講じる必要がある。

(2) 中心市街地の整備

中町第2-2地区の整備に伴い、歩行者、自動車等が安全かつ円滑に移動できる交通動線を確保する必要がある。

(3) 安全なまちづくりの推進（再掲）

頻発・激甚化する自然災害の被害を軽減するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

4 道路整備

(1) 道路用地の取得

交通混雑の解消や安心・安全な道づくりを進め、市民の快適な日常生活や効率的な経済活動を支える生活空間の向上を図ることができるよう、工事着手に向けた環境を整える必要がある。また、狭い道路等を拡幅整備するため、建築行為や開発事業に伴う道路後退用地及び未登記用地等を取得する必要がある。

5 危険物施設等の安全対策

(1) 危険物施設等の安全対策の周知

危険物施設等は、貯蔵や取り扱う物質の性質上、災害時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きくなるため、対象事業者等に対し安全管理対策を周知する必要がある。

1-2 (3/5)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
3 防災まちづくり											
<p>(1) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画の改定</p> <p>本厚木駅周辺地域の都市機能を分析し、被害の最小化を図るために効果的かつ効率的な対策を講じるために策定した都市再生安全確保計画について、周辺施設や交通網等の変化に伴い計画を改定する。</p>											
<p>(2) 中心市街地の整備</p> <p>中町第2-2地区の整備に伴う新たな交通需要に対応するため、周辺アクセス道路の整備に向けた取組を推進する。</p>											
<p>(3) 安全なまちづくりの推進（再掲）</p> <p>頻発・激甚化する自然災害に対応する災害に強い都市づくりの実現に向けて、厚木市防災都市づくり計画に基づき、防災・減災対策及び復興事前準備の取組を推進する。</p>											
4 道路整備											
<p>(1) 道路用地の取得</p> <p>都市計画道路の整備に必要な道路用地の取得及び支障物件の移転補償を行うとともに、生活道路の新設・拡幅などの道路改良事業に必要な道路用地の取得及び支障物件の移転補償を推進する。また、建築行為や開発事業に伴う道路後退用地及び未登記道路用地等を取得し、狭い道路等を拡幅することにより、歩行者や車両の安全性を確保するとともに消防車等緊急車両の通行障害を解消し、安全で快適な生活環境の向上を図る。</p>											
5 危険物施設等の安全対策											
<p>(1) 危険物施設等の安全対策の周知</p> <p>危険物施設等において災害時に火災等が発生した場合、多大な被害が生じる可能性があるため、安全性の強化及び充実に向け、対象事業者等に対し安全管理対策の周知を図る。</p>											
関連事業											
<p>3 防災まちづくり</p> <p>(1) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画改定事業 (2) 中町第2-2地区周辺交通アクセス整備事業</p>											
<p>4 道路整備</p> <p>(1) 街路用地取得事業 (1) 道路整備用地取得事業 (1) 道路用地取得事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

6 防火意識の啓発

(1) 防火意識の啓発

市民等へ防火意識の高揚を図り、火災による被害を低減させる必要がある。

7 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練（再掲）

大規模な自然災害の発生に備え、市民一人一人の防災意識の高揚を図り、災害対応力を高める必要がある。

(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）

平常時から、医療関係機関等との連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

(3) 地域特性に応じた訓練の実施（再掲）

地域の防災関係機関等による、防災力向上を図った訓練を実施する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
6 防火意識の啓発 <p>(1) 防火意識の啓発</p> <p>市民や事業所等における防火意識の普及や啓発を図るため、火災予防運動を始め各種イベント等において、火災予防啓発を実施するとともに、消防訓練や研修会等を開催し防火対策の強化推進を図る。また、市民等が利用する施設や危険物施設等の防火保安体制を確保するため、立入検査による実態把握と消防法令違反に対する是正指導に努めるとともに、住宅に必要な住宅用火災警報器の設置及び維持管理の重要性について啓発を図る。</p> <p>7 防災訓練の実施</p> <p>(1) 総合防災訓練（再掲）</p> <p>市や自主防災隊などが連携し、総合防災訓練を実施する。また、防災講習会や地震体験車による震度体験等を実施するとともに啓発用パンフレット等を配布し、災害に対する意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）</p> <p>医療救護活動や広域応援活動など、医療関係機関等が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図る。</p> <p>(3) 地域特性に応じた訓練の実施（再掲）</p> <p>様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、市、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図る。</p>											
関連事業											
<p>6 防火意識の啓発</p> <p>(1) 防火意識啓発事業</p> <p>7 防災訓練の実施</p> <p>(1) 総合防災訓練等事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

ぜい 脆弱性の分析・整理

8 消防力の強化

(1) 消防力整備計画の推進

災害発生状況や環境の変化を考慮し、将来を見据えた上で、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、消防力の更なる充実・強化を図る必要がある。

(2) 消防職員の育成

複雑・多様化、大規模化する災害に対応できる消防職員の育成が必要である。

(3) 消防車両の整備（再掲）

複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ的確に対応するため、消防車両を整備し、消防力の充実強化を図る必要がある。

9 応援体制の強化

(1) 広域応援体制の強化

大規模災害により甚大な被害が発生し、本市だけでは対応できない場合を想定し、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れができる体制を整備することが必要である。一方、本市が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応えて活動を行うことも想定されることから、受援・応援を円滑に行うことが必要である。

10 通電火災への対策

(1) 感震ブレーカーの整備

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した際に発生する通電火災を防ぐための事前対策が必要である。

個別施策分野										横断的分野			
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術		
リスクへの対応方策													
8 消防力の強化 <p>(1) 消防力整備計画の推進</p> <p>本市の地理的条件や交通事情など、消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、消防庁舎や消防車両、資器材の整備、応急手当の普及、救急高度化への対応、火災予防対策の徹底及び消防団の充実など、消防力の整備を総合的かつ計画的に進めるため、厚木市消防力整備計画を基に整備等を図る。</p> <p>(2) 消防職員の育成</p> <p>消防業務に必要な専門的な知識や技術を習得し、幅広い視野と知識を持つ職員の人材育成を図る。</p> <p>(3) 消防車両の整備（再掲）</p> <p>使用状況及び経過年数により老朽化した消防車両の更新整備を図る。</p>													
9 応援体制の強化 <p>(1) 広域応援体制の強化</p> <p>広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る。</p>													
10 通電火災対策 <p>(1) 感震ブレーカーの整備</p> <p>大規模地震による停電が復旧した際に起こりやすい、電気機器への通電による火災のリスクを軽減するため、感震ブレーカーの有償配布を行う。</p>													
関連事業													
8 消防力の強化 <p>(1) 消防力整備計画改定事業</p> <p>(3) 消防車両整備事業</p>													
10 通電火災対策 <p>(1) 感震ブレーカー整備事業</p>													

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

1 河川改修

(1) 準用河川恩曽川の改修

親水性や動植物の生息環境に配慮した多自然川づくりの河川改修により、自然と調和した河川環境の創出及び治水安全度の向上を図る必要がある。

2 排水施設の整備

(1) 公共下水道の浸水対策

下水道認可区域内における雨水整備対象区域において、浸水被害が発生している箇所の雨水管整備を進め、浸水被害の解消を図る必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 河川改修 <p>(1) 準用河川恩曽川の改修 準用河川恩曽川を5年確率降雨強度に対応できる流下能力へ改修を図る。</p> <p>2 排水施設の整備</p> <p>(1) 公共下水道の浸水対策 相模川水系、中津川水系、善明川水系、荻野川水系、小鮎川水系、恩曽川水系、玉川水系、山際川水系、細田川水系、渋田川水系において、時間降雨51mm対応の雨水管整備を図る。</p>											
関連事業											
<p>1 河川改修</p> <p>(1) 準用河川恩曽川改修事業</p> <p>2 排水施設の整備</p> <p>(1) 公共下水道厚木排水区等浸水被害軽減事業（公共下水道事業会計）</p> <p>(1) 公共下水道浸水対策事業（公共下水道事業会計）</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

3 農業基盤の整備

(1) 農道、かんがい排水路及び取水せきの改修等

農業水利施設が老朽化等により正常に稼働しない場合、風水害時等に水位調整ができず氾濫等のリスクが高まるため、農業水利施設を整備する必要がある。また、農道においては、災害発生時の避難経路としても利用できることから整備及び維持補修を実施する必要がある。

4 要配慮者等への支援

(1) 避難支援体制の整備（再掲）

東日本大震災では、死者数のうち約65%が60歳以上の方であった。このようなことからも、高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の安全を確保する必要がある。

(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）

言語等が異なる外国人の方に対しては、避難時の意思疎通が難しくなると予想されることから、事前対策が必要である。

(3) 119番通報時等の多言語通訳（再掲）

消防本部では、日本語を話せない外国人の方からの119番通報等に対応するため、多言語通訳が必要である。

(4) 災害時通訳ボランティアの育成（再掲）

外国籍市民が、地域の構成員として共に暮らす社会の実現を目指し、多文化共生の推進が必要である。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
3 農業基盤の整備 <p>(1) 農道、かんがい排水路及び取水せきの改修等</p> <p>農道、かんがい排水路及び取水せきは、農業生産の基盤であるとともに、災害発生時ににおいて、農道は避難経路として活用でき、また、かんがい排水路及び取水せきは浸水被害を軽減することができることから、整備及び改修・工事を実施する。</p>											
4 要配慮者等への支援 <p>(1) 避難支援体制の整備（再掲）</p> <p>高齢者を中心とした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全の確保を図る。また、市と関係団体との間で締結される避難行動要支援者等のための緊急受入れに関する協定の拡充を図る。</p> <p>(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）</p> <p>自主防災隊が、高齢者・障がい者の方、言語・生活習慣の異なる外国人の方などに対し、避難誘導などを積極的に支援する。</p> <p>(3) 119番通報時等の多言語通訳（再掲）</p> <p>外国人の方に、安心して緊急通報していただき、通訳による迅速かつ的確な災害対応を図る。また、救急隊員や消防隊員が災害現場でも外国人の方との会話に利活用を図る。</p> <p>(4) 災害時通訳ボランティアの育成（再掲）</p> <p>災害時に円滑に活動できるよう研修を行うとともに、人員の確保を図る。</p>											
関連事業											
3 農業基盤の整備 <p>(1) 農業基盤整備事業</p> 4 要配慮者等への支援 <p>(4) 多文化共生交流事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

5 地域防災力の強化

(1) 市民の防災意識の向上（再掲）

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、国や自治体による支援の公助だけではなく、自身の備えである自助や自治会などによる助け合いである共助が必要不可欠である。

(2) オールハザードマップ等の作成（再掲）

ハザードマップは、災害の種類によって作成されており、一目で災害リスクを把握することが困難である。

(3) 地区別防災マップの作成（再掲）

近年頻発する災害による被害の軽減を図るため、地域の実情に合った対策を講じる必要がある。

(4) 防災教育の充実（再掲）

住んでいる地域の特徴や地震等の災害に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓について、市民や専門家などの知識や経験もいかしながら、継続的で、かつ、充実した防災教育を実施する必要がある。

(5) 自主防災組織等の強化（再掲）

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、自助、共助による応急活動を推進する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
5 地域防災力の強化 <p>(1) 市民の防災意識の向上（再掲） 市民防災研修会や防災資機材等取扱研修会を開催し、防災資機材の取扱い技術の習得など市民の防災意識及び技術の向上を図る。また、自主防災隊が防災資機材を備蓄している倉庫の整備を図る。</p> <p>(2) オールハザードマップ等の作成（再掲） 平成30年度に実施した地震被害想定調査結果を基にした震度分布図、液状化分布図や最新の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域の全ての災害リスクを反映したオールハザードマップを作成し、全戸配布することにより、市民一人一人の防災対策を推進する。</p> <p>(3) 地区別防災マップの作成（再掲） 地震等の災害により想定される被害を軽減するとともに「災害に強いまちづくり」を実現するため、地域防災計画や地震被害想定調査結果等を基に、各地区の災害リスクを把握し、その対応策をまとめた地区別防災マップを市民と協働で作成し、活用する。</p> <p>(4) 防災教育の充実（再掲） 地域を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手の育成など、防災教育の一層の充実を図る。</p> <p>(5) 自主防災組織等の強化（再掲） 大規模災害発生時における自助、共助による応急活動を推進するため、防災指導員や防災推進員を活用し地域防災力の向上を図るとともに、セーフコミュニティの取組を通して、地域防災に関する啓発を目的とした研修会等を開催し、正しい防災知識の共有を推進する。</p>											
関連事業											
5 地域防災力の強化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域防災力強化事業 (2) オールハザードマップ等作成事業 (3) 地区別防災マップ作成事業 (5) セーフコミュニティ推進事業 (5) 地域セーフコミュニティ活動推進事業 											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

ぜい 脆弱性の分析・整理

5 地域防災力の強化

(6) ポケットブックの作成（再掲）

近年頻発する災害による被害の軽減を図るため、個人や地域が各種災害の特性、避難行動や対策等について、知識を身に付ける必要がある。

(7) 地域における避難場所の確保（再掲）

要配慮者や車での避難を余儀なくされる方などの避難場所を確保する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
5 地域防災力の強化 <p>(6) ポケットブックの作成（再掲）</p> <p>市民や自主防災組織の防災意識・能力向上を目的に、各種災害時の事前行動などを掲載した防災ポケットブックを全戸配布することにより、市民一人一人の防災対策を推進する。</p> <p>(7) 地域における避難場所の確保（再掲）</p> <p>要配慮者が利用する施設や車中泊避難場所などを確保するため、民間事業者と協定を締結することなどにより、地域における避難場所の確保に努める。</p>											
関連事業											
5 地域防災力の強化 <p>(6) 防災マニュアル作成事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

6 防災まちづくり

(1) 安全なまちづくりの推進（再掲）

- ア 土砂災害や浸水のリスクの高いハザードエリア内に住宅が存するため、災害による被害の防止を図る必要がある。
- イ 頻発・激甚化する自然災害の被害を軽減するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。
- ウ 市民、事業者等様々な関係者が自分ごととして防災意識の向上や災害への備えに取り組む必要がある。

(2) 市街化調整区域内の災害危険区域等における新規立地の抑制

- 頻発・激甚化する自然災害の被害を防止するため、災害危険区域等における新たな開発・建築行為を制限する必要がある。

(3) 市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等の移転促進

- 頻発・激甚化する自然災害の被害を防止するため、災害危険区域等に存する建築物等の移転を促進する必要がある。

(4) 民間事業者における浸水対策

- 洪水浸水想定区域内に立地する民間事業者について、浸水被害を軽減するための対策を講ずる必要がある。

(5) 住宅、集合住宅等の止水対策

- 降雨による浸水被害が想定される区域に所在する建物等について、浸水被害を軽減するための対策を講ずる必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
<p>6 防災まちづくり</p> <p>(1) 安全なまちづくりの推進（再掲）</p> <p>ア 厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画（立地適正化計画）の防災指針に基づき、災害リスクの回避や低減を図る。また、都市構造再編集中支援事業等の活用によりハザードエリアからの移転を促進し、災害に強い都市づくりを推進する。</p> <p>イ 頻発・激甚化する自然災害に対応する災害に強い都市づくりの実現に向けて、厚木市防災都市づくり計画に基づき、防災・減災対策及び復興事前準備の取組を推進する。</p> <p>ウ 市内全域の建物や地形と災害ハザード情報を3次元で重ね合わせた「あつぎ3Dデジタルマップ」を活用し、災害リスク情報を可視化することにより、防災意識の向上を図る。</p> <p>(2) 市街化調整区域内の災害危険区域等における新規立地の抑制</p> <p>市街化調整区域内の災害危険区域等における開発・建築の許可基準を厳格化し、当該区域への新規立地の抑制を図る。</p> <p>(3) 市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等の移転促進</p> <p>市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等について、安全な土地へ移転する際の具体的要件を定めた基準を策定し、移転の促進を図る。</p> <p>(4) 民間事業者における浸水対策</p> <p>洪水浸水想定区域内に立地する企業が実施する浸水防止対策に対して補助金を交付し、被害の軽減を図る。</p> <p>(5) 住宅、集合住宅等の止水対策</p> <p>降雨による浸水被害が見込まれる区域に所在する建物等所有者に対して補助金を交付し、被害軽減を図る。</p>											
関連事業											
<p>6 防災まちづくり</p> <p>(1) コンパクト・プラス・ネットワーク推進事業</p> <p>(4) 浸水防止対策事業補助金</p> <p>(5) 止水板設置補助金</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

ぜい 脆弱性の分析・整理

7 消防力の強化

(1) 消防団の活性化（再掲）

地域の安心と安全を守る要として、重要な役割を担っている消防団員が全国的に減少傾向にあるため、消防団の活動しやすい環境を整えるとともに、長期的に人材を確保していく必要がある。また、大規模災害時に消防団員を支援する体制を充実させる必要がある。

(2) 消防団施設の整備（再掲）

地域防災の拠点施設である消防団施設の充実・強化を図る必要がある。

(3) 消防車両の整備（再掲）

複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ的確に対応するため、消防車両を整備し、消防力の充実強化を図る必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
7 消防力の強化 <p>(1) 消防団の活性化（再掲） 地域防災力の中核をなす消防団の重要性と必要性を市民等に理解していただくため、事業所や大学、各種イベントなど様々な機会を捉え、加入促進に努めるとともに、消防団員の安全装備品等の整備を図る。また、消防団及び消防職退職者が有する知識や技能、経験をいかし、消防活動を後方から支援する厚木市大規模災害サポート隊の体制の充実を図る。</p> <p>(2) 消防団施設の整備（再掲） 老朽化した木造の消防団器具置場の建て替えを図る。</p> <p>(3) 消防車両の整備（再掲） 使用状況及び経過年数により老朽化した消防車両の更新整備を図る。</p>											
関連事業											
7 消防力の強化 <p>(1) 消防団活性化事業 (2) 消防団施設整備事業 (3) 消防車両整備事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

8 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練（再掲）

大規模な自然災害の発生に備え、市民一人一人の防災意識の高揚を図り、災害対応力を高める必要がある。

(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）

平常時から、医療関係機関等との連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

(3) 地域特性に応じた訓練の実施（再掲）

地域の防災関係機関等による、防災力向上を図った訓練を実施する必要がある。

9 復興まちづくり

(1) 迅速な復興まちづくりの実現

災害からの早期復旧により市民生活への影響を最小限に抑え、迅速な復興まちづくりを実現するため、平常時から事前準備が必要である。

10 防災体制の整備

(1) A I を活用した情報収集（再掲）

災害発生時に被害情報等の必要な情報を迅速に把握する必要があるが、市民からの通報に対して、職員が現地へ出向する必要がある。

(2) 社会福祉施設の防災対策（再掲）

社会福祉施設における建物の耐震化や施設設備の整備をすることにより、安全性を確保する必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
8 防災訓練の実施											
<p>(1) 総合防災訓練（再掲）</p> <p>市や自主防災隊などが連携し、総合防災訓練を実施する。また、防災講習会や地震体験車による震度体験等を実施するとともに啓発用パンフレット等を配布し、災害に対する意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）</p> <p>医療救護活動や広域応援活動など、医療関係機関等が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図る。</p> <p>(3) 地域特性に応じた訓練の実施（再掲）</p> <p>様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、市、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図る。</p>											
9 復興まちづくり											
<p>(1) 迅速な復興まちづくりの実現</p> <p>災害からの復興について事前に検討を行い、被災後の復興まちづくりに備える復興事前準備の取組を推進する。</p> <p>10 防災体制の整備</p> <p>(1) AIを活用した情報収集（再掲）</p> <p>SNS や気象データなどから、様々な危機・災害に関する情報を AI でリアルタイムに解析・収集するシステムを導入し、災害時の被害状況把握や緊急時の意思決定、防災・リスクマネジメントに活用する。</p> <p>(2) 社会福祉施設の防災対策（再掲）</p> <p>社会福祉施設における建物の耐震化や施設設備の整備をすることにより、安全性を確保し、防災・減災体制の強化を図る。</p>											
関連事業											
<p>8 防災訓練の実施</p> <p>(1) 総合防災訓練等事業</p> <p>10 防災体制の整備</p> <p>(1) 災害情報収集伝達システム運用事業</p> <p>(2) 厚木市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

1 土砂災害対策

（1）急傾斜地の安全対策

急傾斜地の崩壊による被害を最小限にとどめ、市民の生命・財産を守る必要がある。

2 公園・緑地の整備

（1）土砂災害特別警戒区域の整備

災害時に一時的な避難場所となる公園や緑地の機能を保持させることにより、市民の生命・身体を保護するとともに、市全体の災害対応機能の向上を図る必要がある。

3 防災まちづくり

（1）安全なまちづくりの推進（再掲）

- ア 土砂災害や浸水のリスクの高いハザードエリア内に住宅が存するため、災害による被害の防止を図る必要がある。
- イ 頻発・激甚化する自然災害の被害を軽減するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。
- ウ 市民、事業者等様々な関係者が自分ごととして防災意識の向上や災害への備えに取り組む必要がある。

個別施策分野										横断的分野			
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術		
リスクへの対応方策													
1 土砂災害対策 <p>(1) 急傾斜地の安全対策</p> <p>住居に隣接する傾斜 30 度以上、高さ 2 m 以上の急傾斜地の崩壊防止対策工事費に対して補助金を交付し、急傾斜地の崩壊防止を図る(県が実施する急傾斜地崩壊対策工事の対象を除く。)。</p> <p>2 公園・緑地の整備</p> <p>(1) 土砂災害特別警戒区域の整備</p> <p>土砂災害警戒区域に必要な対策を講じるため、調査・工事等を推進する。</p> <p>3 防災まちづくり</p> <p>(1) 安全なまちづくりの推進（再掲）</p> <p>ア 厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画（立地適正化計画）の防災指針に基づき、災害リスクの回避や低減を図る。また、都市構造再編集中支援事業等の活用によりハザードエリアからの移転を促進し、災害に強い都市づくりを推進する。</p> <p>イ 頻発・激甚化する自然災害に対応する災害に強い都市づくりの実現に向けて、厚木市防災都市づくり計画に基づき、防災・減災対策及び復興事前準備の取組を推進する。</p> <p>ウ 市内全域の建物や地形と災害ハザード情報を 3 次元で重ね合わせた「あつぎ 3D デジタルマップ」を活用し、災害リスク情報を可視化することにより、防災意識の向上を図る。</p>													
関連事業													
1 土砂災害対策 <p>(1) 急傾斜地安全対策事業</p> <p>2 公園・緑地の整備</p> <p>(1) 公園緑地整備事業</p> <p>3 防災まちづくり</p> <p>(1) コンパクト・プラス・ネットワーク推進事業</p>													

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

3 防災まちづくり

（2）市街化調整区域内の災害危険区域等における新規立地の抑制（再掲）

頻発・激甚化する自然災害の被害を防止するため、災害危険区域等における新たな開発・建築行為を制限する必要がある。

（3）市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等の移転促進（再掲）

頻発・激甚化する自然災害の被害を防止するため、災害危険区域等に存する建築物等の移転を促進する必要がある。

4 防災体制の整備

（1）学校の防災体制の整備（再掲）

児童・生徒が在校時及び登校時に災害が発生する場合を想定し、学校の防災体制を整備する必要がある。

（2）A Iを活用した情報収集（再掲）

災害発生時に被害情報等の必要な情報を迅速に把握する必要があるが、市民からの通報に対して、職員が現地へ出向する必要がある。

（3）社会福祉施設の防災対策（再掲）

社会福祉施設における建物の耐震化や施設設備の整備をすることにより、安全性を確保する必要がある。

個別施策分野										横断的分野			
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術		
リスクへの対応方策													
3 防災まちづくり													
<p>(2) 市街化調整区域内の災害危険区域等における新規立地の抑制（再掲）</p> <p>市街化調整区域内の災害危険区域等における開発・建築の許可基準を厳格化し、当該区域への新規立地の抑制を図る。</p> <p>(3) 市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等の移転促進（再掲）</p> <p>市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等について、安全な土地へ移転する際の具体的要件を定めた基準を策定し、移転の促進を図る。</p>													
4 防災体制の整備													
<p>(1) 学校の防災体制の整備（再掲）</p> <p>児童・生徒が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する。また、児童・生徒の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図る。</p> <p>(2) AIを活用した情報収集（再掲）</p> <p>SNS や気象データなどから、様々な危機・災害に関する情報を AI でリアルタイムに解析・収集するシステムを導入し、災害時の被害状況把握や緊急時の意思決定、防災・リスクマネジメントに活用する。</p> <p>(3) 社会福祉施設の防災対策（再掲）</p> <p>社会福祉施設における建物の耐震化や施設設備の整備をすることにより、安全性を確保し、防災・減災体制の強化を図る。</p>													
関連事業													
<p>4 防災体制の整備</p> <p>(2) 災害情報収集伝達システム運用事業</p> <p>(3) 厚木市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金</p>													

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

5 要配慮者等への支援

（1）避難支援体制の整備（再掲）

東日本大震災では、死者数のうち約65%が60歳以上の方であった。このようなことからも、高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の安全を確保する必要がある。

（2）要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）

言語等が異なる外国人の方に対しては、避難時の意思疎通が難しくなると予想されるところから、事前対策が必要である。

（3）119番通報時等の多言語通訳（再掲）

消防本部では、日本語を話せない外国人の方からの119番通報等に対応するため、多言語通訳が必要である。

（4）災害時通訳ボランティアの育成（再掲）

外国籍市民が、地域の構成員として共に暮らす社会の実現を目指し、多文化共生の推進が必要である。

1-4 (3/5)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
5 要配慮者等への支援 <p>(1) 避難支援体制の整備（再掲） 高齢者を始めとした自ら避難することが困難な要配慮者等の避難支援体制を整備し、要配慮者等の安全の確保を図る。また、市と関係団体との間で締結される避難行動要支援者等のための緊急受入れに関する協定の拡充を図る。</p> <p>(2) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲） 自主防災隊が、高齢者・障がい者の方、言語・生活習慣の異なる外国人の方などに対し、避難誘導などを積極的に支援する。</p> <p>(3) 119番通報時等の多言語通訳（再掲） 外国人の方に、安心して緊急通報していただき、通訳による迅速かつ的確な災害対応を図る。また、救急隊員や消防隊員が災害現場でも外国人の方との会話に利活用を図る。</p> <p>(4) 災害時通訳ボランティアの育成（再掲） 災害時に円滑に活動できるよう研修を行うとともに、人員の確保を図る。</p>											
関連事業											
5 要配慮者等への支援 <p>(4) 多文化共生交流事業</p>											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

6 地域防災力の強化

(1) 市民の防災意識の向上（再掲）

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、国や自治体による支援の公助だけではなく、自身の備えである自助や自治会などによる助け合いである共助が必要不可欠である。

(2) オールハザードマップ等の作成（再掲）

ハザードマップは、災害の種類によって作成されており、一目で災害リスクを把握することが困難である。

(3) 地区別防災マップの作成（再掲）

近年頻発する災害による被害の軽減を図るため、地域の実情に合った対策を講じる必要がある。

(4) 防災教育の充実（再掲）

住んでいる地域の特徴や地震等の災害に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓について、市民や専門家などの知識や経験もいかしながら、継続的で、かつ、充実した防災教育を実施する必要がある。

(5) 自主防災組織等の強化（再掲）

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、自助、共助による応急活動を推進する必要がある。

(6) 地域における避難場所の確保（再掲）

要配慮者や車での避難を余儀なくされる方などの避難場所を確保する必要がある。

1-4 (4/5)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
6 地域防災力の強化 <p>(1) 市民の防災意識の向上（再掲） 市民防災研修会や防災資機材等取扱研修会を開催し、防災資機材の取扱い技術の習得など市民の防災意識及び技術の向上を図る。また、自主防災隊が防災資機材を備蓄している倉庫の整備を図る。</p> <p>(2) オールハザードマップ等の作成（再掲） 平成30年度に実施した地震被害想定調査結果を基にした震度分布図、液状化分布図や最新の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域の全ての災害リスクを反映したオールハザードマップを作成し、全戸配布することにより、市民一人一人の防災対策を推進する。</p> <p>(3) 地区別防災マップの作成（再掲） 地震等の災害により想定される被害を軽減するとともに「災害に強いまちづくり」を実現するため、地域防災計画や地震被害想定調査結果等を基に、各地区の災害リスクを把握し、その対応策をまとめた地区別防災マップを市民と協働で作成し、活用する。</p> <p>(4) 防災教育の充実（再掲） 地域を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手の育成など、防災教育の一層の充実を図る。</p> <p>(5) 自主防災組織等の強化（再掲） 大規模災害発生時における自助、共助による応急活動を推進するため、防災指導員や防災推進員を活用し地域防災力の向上を図るとともに、セーフコミュニティの取組を通して、地域防災に関する啓発を目的とした研修会等を開催し、正しい防災知識の共有を推進する。</p> <p>(6) 地域における避難場所の確保（再掲） 要配慮者が利用する施設や車中泊避難場所などを確保するため、民間事業者と協定を締結することなどにより、地域における避難場所の確保に努める。</p>											
関連事業											
6 地域防災力の強化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域防災力強化事業 (2) オールハザードマップ等作成事業 (3) 地区別防災マップ作成事業 (5) セーフコミュニティ推進事業 (5) 地域セーフコミュニティ活動推進事業 (6) 要配慮者等宿泊施設利用補助金 											

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等による多数の死傷者の発生

脆弱性の分析・整理

7 消防力の強化

（1）消防団の活性化（再掲）

地域の安心と安全を守る要として、重要な役割を担っている消防団員が全国的に減少傾向にあるため、消防団の活動しやすい環境を整えるとともに、長期的に人材を確保していく必要がある。また、大規模災害時に消防団員を支援する体制を充実させる必要がある。

（2）消防団施設の整備（再掲）

地域防災の拠点施設である消防団施設の充実・強化を図る必要がある。

（3）消防車両の整備（再掲）

複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ的確に対応するため、消防車両を整備し、消防力の充実強化を図る必要がある。

8 防災訓練の実施

（1）総合防災訓練（再掲）

大規模な自然災害の発生に備え、市民一人一人の防災意識の高揚を図り、災害対応力を高める必要がある。

（2）医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）

平常時から、医療関係機関等との連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

（3）地域特性に応じた訓練の実施（再掲）

地域の防災関係機関等による、防災力向上を図った訓練を実施する必要がある。

1-4 (5/5)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
7 消防力の強化											
<p>(1) 消防団の活性化（再掲）</p> <p>地域防災力の中核をなす消防団の重要性と必要性を市民等に理解していただくため、事業所や大学、各種イベントなど様々な機会を捉え、加入促進に努めるとともに、消防団員の安全装備品等の整備を図る。また、消防団及び消防職退職者が有する知識や技能、経験をいかし、消防活動を後方から支援する厚木市大規模災害サポート隊の体制の充実を図る。</p> <p>(2) 消防団施設の整備（再掲）</p> <p>老朽化した木造の消防団器具置場の建て替えを図る。</p> <p>(3) 消防車両の整備（再掲）</p> <p>使用状況及び経過年数により老朽化した消防車両の更新整備を図る。</p>											
8 防災訓練の実施											
<p>(1) 総合防災訓練（再掲）</p> <p>市や自主防災隊などが連携し、総合防災訓練を実施する。また、防災講習会や地震体験車による震度体験等を実施するとともに啓発用パンフレット等を配布し、災害に対する意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）</p> <p>医療救護活動や広域応援活動など、医療関係機関等が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図る。</p> <p>(3) 地域特性に応じた訓練の実施（再掲）</p> <p>様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県、市、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による防災力の向上を図る。</p>											
関連事業											
<p>7 消防力の強化</p> <p>(1) 消防団活性化事業 (2) 消防団施設整備事業 (3) 消防車両整備事業</p> <p>8 防災訓練の実施</p> <p>(1) 総合防災訓練等事業</p>											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性の分析・整理

1 防災訓練の実施

(1) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）

平常時から、医療関係機関等との連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

2 救助・救急体制の充実

(1) 救急救命講習会の実施

超高齢社会の進展等を背景とする救急需要は増加傾向にあることから、限られた救急資源を有効に活用し、応急手当の普及啓発や救急車の適正利用を推進するとともに、医療機関と連携した高度な救急医療サービスの提供を行うなど、救急体制の充実を図る必要がある。

3 消防力の強化

(1) 消防力整備計画の推進（再掲）

災害発生状況や環境の変化を考慮し、将来を見据えた上で、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、消防力の更なる充実・強化を図る必要がある。

(2) 消防職員の育成（再掲）

複雑・多様化、大規模化する災害に対応できる消防職員の育成が必要である。

(3) 消防資器材の整備

複雑・多様化、また、大規模化する災害に対して迅速かつ的確に対応するために、必要不可欠な消防資器材を計画的に整備し、消防力の充実・強化を図る必要がある。

2-1 (1/2)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
1 防災訓練の実施 <p>(1) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）</p> <p>医療救護活動や広域応援活動など、医療関係機関等が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図る。</p>											
2 救助・救急体制の充実 <p>(1) 救急救命講習会の実施</p> <p>救命率の向上を図るため、応急手当普通救命講習会の実施や救急業務の高度化を推進するとともに、適切なAED設置の促進を図り、救急車の適正利用や事故を未然に防止する予防救急の普及啓発を推進する。</p>											
3 消防力の強化 <p>(1) 消防力整備計画の推進（再掲）</p> <p>本市の地理的条件や交通事情など、消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、消防庁舎や消防車両、資器材の整備、応急手当の普及、救急高度化への対応、火災予防対策の徹底及び消防団の充実など、消防力の整備を総合的かつ計画的に進めるため、厚木市消防力整備計画を基に整備等を図る。</p> <p>(2) 消防職員の育成（再掲）</p> <p>消防業務に必要な専門的な知識や技術を習得し、幅広い視野と知識を持つ職員の人材育成を図る。</p> <p>(3) 消防資器材の整備</p> <p>火災や人命救助などの消防活動を効果的に遂行するための消防資器材、また、ウイルスやテロ災害などに対応するための特殊災害資器材を整備し、市民の安心・安全の確保を図る。</p>											
関連事業											
2 救助・救急体制の充実 <p>(1) 救急推進事業</p> 3 消防力の強化 <p>(1) 消防力整備計画改定事業</p> <p>(3) 消防資器材整備事業</p>											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性の分析・整理

3 消防力の強化

(4) 消防団の活性化（再掲）

地域の安心と安全を守る要として、重要な役割を担っている消防団員が全国的に減少傾向にあるため、消防団の活動しやすい環境を整えるとともに、長期的に人材を確保していく必要がある。また、大規模災害時に消防団員を支援する体制を充実させる必要がある。

(5) 消防団施設の整備（再掲）

地域防災の拠点施設である消防団施設の充実・強化を図る必要がある。

(6) 消防車両の整備（再掲）

複雑多様化・大規模化する災害に迅速かつ的確に対応するため、消防車両を整備し、消防力の充実強化を図る必要がある。

(7) 消防水利の整備

火災発生時における消防活動を効率的かつ効果的に行うため、消防水利の充足を図る必要がある。

4 応援体制の強化

(1) 広域応援体制の強化（再掲）

大規模災害により甚大な被害が発生し、本市だけでは対応できない場合を想定し、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れができる体制を整備することが必要である。一方、本市が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応えて活動を行うことも想定されることから、受援・応援を円滑に行うことが必要である。

2-1 (2/2)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
3 消防力の強化 <p>(4) 消防団の活性化（再掲） 地域防災力の中核をなす消防団の重要性と必要性を市民等に理解していただくため、事業所や大学、各種イベントなど様々な機会を捉え、加入促進に努めるとともに、消防団員の安全装備品等の整備を図る。また、消防団及び消防職退職者が有する知識や技能、経験をいかし、消防活動を後方から支援する厚木市大規模災害サポート隊の体制の充実を図る。</p> <p>(5) 消防団施設の整備（再掲） 老朽化した木造の消防団器具置場の建て替えを図る。</p> <p>(6) 消防車両の整備（再掲） 使用状況及び経過年数により老朽化した消防車両の更新整備を図る。</p> <p>(7) 消防水利の整備 国が示す消防水利の基準に基づき、40t以上の中型の防火水槽を公園等に整備する。</p>											
4 応援体制の強化 <p>(1) 広域応援体制の強化（再掲） 広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る。</p>											
関連事業											
3 消防力の強化 <p>(4) 消防団活性化事業 (5) 消防団施設整備事業 (6) 消防車両整備事業 (7) 消防水利整備事業</p>											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性の分析・整理

1 医療体制の充実

(1) 市立病院における施設・医薬品・医療機器等の整備

災害拠点病院に指定されている市立病院は、災害時に多数の傷病者が集中することから、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能を充実する必要がある。また、河川の氾濫など浸水想定時に病院機能を維持するため、浸水対策を行う必要がある。

(2) 医薬品の循環型備蓄

災害時における医療体制の充実を図るため、医薬品を迅速に確保する必要がある。また、医療救護所用に購入している医薬品については、買い替えや廃棄等を行う必要があり、事務負担や費用面を考慮し効果的な備蓄を検討する必要がある。

(3) 災害時における地域医療の充実

大規模地震等発生時に停電した場合、地域の診療所において軽症者の治療を行うことができるよう、必要な資機材を備蓄する必要がある。

2 燃料の確保

(1) 燃料の確保

大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進める必要がある。

3 防災訓練の実施

(1) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）

平常時から、医療関係機関等との連携を図った防災訓練を実施する必要がある。

2-2 (1/2)

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
1 医療体制の充実 <p>(1) 市立病院における施設・医薬品・医療機器等の整備</p> <p>災害拠点病院に指定されている市立病院について、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能の充実を図る。また、河川氾濫など浸水想定時における病院機能を維持するため、浸水対策を実施する。</p> <p>(2) 医薬品の循環型備蓄</p> <p>医薬品の消費期限到達による廃棄を減らし、再購入費用を削減するため、厚木薬剤師会と「医薬品の循環型備蓄及び災害時における医療救護活動に関する協定」を締結し、医薬品を薬局内の循環型備蓄として確保する。</p> <p>(3) 災害時における地域医療の充実</p> <p>災害時に地域の診療所が必要とする最低限の電力が確保できるよう、発電機等を整備し、地域の診療所等に貸与を行い、災害時における地域医療体制を確保する。</p>											
2 燃料の確保 <p>(1) 燃料の確保</p> <p>大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、協定締結先との連携強化を図るとともに、多様な燃料の確保について調査を図る。</p>											
3 防災訓練の実施 <p>(1) 医療関係機関等との連携による防災訓練の実施（再掲）</p> <p>医療救護活動や広域応援活動など、医療関係機関等が円滑に活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図る。</p>											
関連事業											
1 医療体制の充実 <p>(1) 厚木市立病院浸水対策事業（病院事業会計）</p> <p>(3) 災害時医療対策事業</p>											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性の分析・整理

4 救助・救急体制の充実

(1) 救急救命講習会の実施（再掲）

超高齢社会の進展等を背景とする救急需要は増加傾向にあることから、限られた救急資源を有効に活用し、応急手当の普及啓発や救急車の適正利用を推進するとともに、医療機関と連携した高度な救急医療サービスの提供を行うなど、救急体制の充実を図る必要がある。

(2) 災害時医療救護体制の整備

大規模災害により多くの傷病者が発生した場合、医療の需要が増大する一方、病院施設や医療関係者の被災、ライフラインや交通の途絶、燃料や搬送車両の不足などの事態も起り兼ねないため、災害時における医療救護体制を整備する必要がある。

5 応援体制の強化

(1) 広域応援体制の強化（再掲）

大規模災害により甚大な被害が発生し、本市だけでは対応できない場合を想定し、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れができる体制を整備することが必要である。一方、本市が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応えて活動を行うことも想定されることから、受援・応援を円滑に行うことが必要である。

2-2 (2/2)

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
4 救助・救急体制の充実 (1) 救急救命講習会の実施（再掲） <p>救命率の向上を図るため、応急手当普通救命講習会の実施や救急業務の高度化を推進するとともに、適切なAED設置の促進を図り、救急車の適正利用や事故を未然に防止する予防救急の普及啓発を推進する。</p> (2) 災害時医療救護体制の整備 <p>県の保健医療救護計画に基づき、災害時における医療救護体制の確保を図る。</p>											
5 応援体制の強化 (1) 広域応援体制の強化（再掲） <p>広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る。</p>											
関連事業											
4 救助・救急体制の充実 (1) 救急推進事業											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生

脆弱性の分析・整理

1 避難所運営体制の見直し

(1) 避難所運営マニュアルの見直し

避難所における各種対策を考える場合、発災直後の避難者の状況と避難生活が長期化した状況とでは、大きな変化もあり、時間の経過に応じた多種多様な検討を進める必要がある。

2 物資供給・集積拠点の整備

(1) 物資供給・集積拠点の整備

備蓄・供給拠点の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。また、物資集積拠点において、他団体等からの支援物資の受入体制を検討し、保管場所等を確保する必要がある。

(2) 荻野運動公園体育館棟の改修

物資集積拠点である荻野運動公園体育館棟メインアリーナ及びサブアリーナの天井について、大規模地震に対する脆弱性を解消するため、改修を進めていく必要がある。

3 建築物の耐震化

(1) 校舎・体育館等の改修

厚木市公共施設個別施設計画に基づき、施設の長寿命化を図り、安心・安全で快適な教育環境を確保する必要がある。

2-3

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
1 避難所運営体制の見直し <p>(1) 避難所運営マニュアルの見直し</p> <p>避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所運営に対する十分な配慮を図る。</p>											
2 物資供給・集積拠点の整備 <p>(1) 物資供給・集積拠点の整備</p> <p>備蓄・供給拠点の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を図る。また、依知地区における大規模拠点型防災備蓄倉庫の整備を進め、供給体制の整備と併せて備蓄強化に努めるとともに、既存の物資集積拠点の整備をし、物資受入体制の強化を図る。</p> <p>(2) 荻野運動公園体育館棟の改修</p> <p>物資集積拠点である荻野運動公園体育館棟メインアリーナ及びサブアリーナの天井を改修し、災害時の物資受入体制の強化を図る。</p>											
3 建築物の耐震化 <p>(1) 校舎・体育館等の改修</p> <p>校舎・体育館の外壁、屋上、受変電設備、給水設備等の実施設計及び改修工事を推進する。</p>											
関連事業											
2 物資供給・集積拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 物資集積拠点整備事業 (2) 運動公園長寿命化事業 3 建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 校舎・体育館改修事業 											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生

脆弱性の分析・整理

4 防災体制の整備

(1) 学校給食センターの整備

大規模災害時において、学校給食センターを炊き出し及び食料供給施設として活用するため、災害対応力を有した施設を整備する必要がある。

(2) 特別教室への冷暖房設備の設置

安心・安全で快適な教育環境の確保と、災害時の指定避難所としての防災機能の強化を図る必要がある。

(3) 体育館への冷暖房設備の設置

安心・安全で快適な教育環境の確保と、災害時の指定避難所としての防災機能の強化を図る必要がある。

(4) 避難所における井戸等の整備

大規模災害発生時に上下水道が断水する可能性があるため、避難所における生活用水を確保する必要がある。

2-3

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
4 防災体制の整備 <p>(1) 学校給食センターの整備 災害時等における食事等の提供に関する協定により、災害時の炊き出しその他食料供給ができる施設として、災害対応力を有した新たな学校給食センターを整備する。</p> <p>(2) 特別教室への冷暖房設備の設置 計画的に特別教室への冷暖房設備の設置を図る。</p> <p>(3) 体育館への冷暖房設備の設置 計画的に体育館等への冷暖房設備の設置を図る。</p> <p>(4) 避難所における井戸等の整備 指定避難所等へ井戸を整備することにより、避難生活における生活用水を確保するとともに、井戸水を利用したマンホールトイレを整備し、避難者の避難生活環境向上を図る。</p>											
関連事業											
4 防災体制の整備 <p>(1) 北部学校給食センター運営事業</p> <p>(2) 特別教室冷暖房設備設置事業</p> <p>(3) 体育館冷暖房設備設置事業</p> <p>(4) 防災井戸等整備事業</p>											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性の分析・整理

1 医療体制の充実

(1) 市立病院における施設・医薬品・医療機器等の整備（再掲）

災害拠点病院に指定されている市立病院は、災害時に多数の傷病者が集中することから、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能を充実する必要がある。また、河川の氾濫など浸水想定時に病院機能を維持するため、浸水対策を行う必要がある。

(2) 医薬品の循環型備蓄（再掲）

災害時における医療体制の充実を図るため、医薬品を迅速に確保する必要がある。また、医療救護所用に購入している医薬品については、買い替えや廃棄等を行う必要があり、事務負担や費用面を考慮し効果的な備蓄を検討する必要がある。

(3) 災害時における地域医療の充実（再掲）

大規模地震等発生時に停電した場合、地域の診療所において軽症者の治療を行うことができるよう、必要な資機材を備蓄する必要がある。

2 応援体制の強化

(1) 広域応援体制の強化（再掲）

大規模災害により甚大な被害が発生し、本市だけでは対応できない場合を想定し、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れができる体制を整備することが必要である。一方、本市が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応えて活動を行うことも想定されることから、受援・応援を円滑に行うことが必要である。

3 広域自治体との連携

(1) 広域自治体との連携

近隣の自治体と共に行政課題の多様化・専門化・広域化に対応するため、市域を越えた都市間の広域連携を図る必要がある。

個別施策分野										横断的分野			
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術		
リスクへの対応方策													
1 医療体制の充実 <p>(1) 市立病院における施設・医薬品・医療機器等の整備（再掲）</p> <p>災害拠点病院に指定されている市立病院について、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能の充実を図る。また、河川氾濫など浸水想定時における病院機能を維持するため、浸水対策を実施する。</p> <p>(2) 医薬品の循環型備蓄（再掲）</p> <p>医薬品の消費期限到達による廃棄を減らし、再購入費用を削減するため、厚木薬剤師会と「医薬品の循環型備蓄及び災害時における医療救護活動に関する協定」を締結し、医薬品を薬局内の循環型備蓄として確保する。</p> <p>(3) 災害時における地域医療の充実（再掲）</p> <p>災害時に地域の診療所が必要とする最低限の電力が確保できるよう、発電機等を整備し、地域の診療所等に貸与を行い、災害時における地域医療体制を確保する。</p>													
2 応援体制の強化 <p>(1) 広域応援体制の強化（再掲）</p> <p>広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る。</p> <p>3 広域自治体との連携</p> <p>(1) 広域自治体との連携</p> <p>自治体相互が連携し、より一層の市民サービスの向上につながる取組を推進する。また、近隣市町村と共に行政課題等の解決に向けた調査研究を実施する。</p>													
関連事業													
1 医療資機材等の整備 <p>(1) 厚木市立病院浸水対策事業（病院事業会計）</p> <p>(3) 災害時医療対策事業</p> <p>3 広域自治体との連携</p> <p>(1) 広域都市連携推進事業</p>													

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性の分析・整理

4 物資の確保

(1) 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

大規模災害時には、電気、ガス、水道などのライフラインが停止する可能性があり、また、救援物資が届くまでにも時間がかかるおそれがあることから、飲料水や食料などを備蓄しておく必要がある。

(2) 物資供給・集積拠点の整備（再掲）

備蓄・供給拠点の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。また、物資集積拠点において、他団体等からの支援物資の受入体制を検討し、保管場所等を確保する必要がある。

5 防災体制の整備

(1) 非常用電源設備の整備

災害時に防災拠点となる避難所等の機能を確保するための電力供給体制が十分ではなく、避難者の生活や復旧に向けた活動を支援する避難所機能を確保するため、災害時に電力を迅速に供給する体制を整備する必要がある。

2-4 (2/3)										重点	
個別施策分野										横断的分野	
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
<p>4 物資の確保</p> <p>(1) 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保</p> <p>災害等発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、自治体等による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を図る。</p> <p>また、災害発生時における被災者の支援のため、避難所等に飲料水や食料、生活必需品等を備蓄するとともに、要配慮者や季節性に配慮した備蓄品目を検討し計画的に備蓄を図る。</p> <p>(2) 物資供給・集積拠点の整備（再掲）</p> <p>備蓄・供給拠点の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を図る。また、依知地区における大規模拠点型防災備蓄倉庫の整備を進め、供給体制の整備と併せて備蓄強化に努めるとともに、既存の物資集積拠点の整備をし、物資受入体制の強化を図る。</p>											
<p>5 防災体制の整備</p> <p>(1) 非常用電源設備の整備</p> <p>災害時に避難者の生活や復旧に向けた活動を支援するため、情報収集等を含めた避難所等としての機能確保に必要不可欠となる非常用電源設備の整備を図る。</p>											
関連事業											
<p>4 物資の確保</p> <p>(1) 災害対策事業</p> <p>(2) 物資集積拠点整備事業</p> <p>5 防災体制の整備</p> <p>(1) 地域防災力強化事業</p>											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性の分析・整理

5 防災体制の整備

(2) 児童館（指定緊急避難場所）の整備

災害発生時に避難所となる児童館において、停電時にも継続した電力供給が可能な施設として整備する必要がある。

(3) 災害拠点施設の整備

災害発生時に拠点となる市庁舎において、停電時にも継続した電力供給を行うことができるよう災害対応力を有した市庁舎を整備する必要がある。

(4) 学校給食センターの整備（再掲）

大規模災害時において、学校給食センターを炊き出し及び食料供給施設として活用するため、災害対応力を有した施設を整備する必要がある。

6 業務継続体制の確保

(1) 広域応援体制の強化（再掲）

大規模災害により甚大な被害が発生し、本市だけでは対応できない場合を想定し、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れができる体制を整備することが必要である。一方、本市が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応えて活動を行うことも想定されることから、受援・応援を円滑に行うことが必要である。

個別施策分野										横断的分野		
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術	
リスクへの対応方策												
<p>5 防災体制の整備</p> <p>(2) 児童館（指定緊急避難場所）の整備</p> <p>様々な年代の避難者に対し、換気機能等の感染症対策も備えたエアコンの利用ができ、体調に合わせた過ごし方ができるよう、停電時にも継続した電力供給が可能な体制を整備するため、太陽光発電設備の整備を図る。</p> <p>(3) 災害拠点施設の整備</p> <p>災害発生時に拠点となる市庁舎においては、再生可能エネルギーを有効利用する設備を備えるほか、停電時にも継続した電力供給が可能な施設として整備を図る。</p> <p>(4) 学校給食センターの整備（再掲）</p> <p>災害時等における食事等の提供に関する協定により、災害時の炊き出しその他の食料供給ができる施設として、災害対応力を有した新たな学校給食センターを整備する。</p>												
<p>6 業務継続体制の確保</p> <p>(1) 広域応援体制の強化（再掲）</p> <p>広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る。</p>												
関連事業												
<p>5 防災体制の整備</p> <p>(2) 公共施設脱炭素化推進事業</p> <p>(3) 中町2-2地区周辺整備事業</p> <p>(4) 北部学校給食センター運営事業</p>												

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

脆弱性の分析・整理

1 帰宅困難者対策の推進

(1) 帰宅困難者対策の推進

大規模災害の発生により道路や鉄道などの交通網が途絶した場合、多数の帰宅困難者が発生するおそれがあるため、交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、市民や事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行う必要がある。

(2) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画の改定（再掲）

大規模な地震災害が発生した場合、建物や施設の損壊を含めて様々な被害が想定される上、交通機関の運行停止により、本厚木駅周辺において、多くの人が滞留し、混乱が生じることが予想されるため、このような混乱が被害を拡大させるとともに、都市機能の継続、復旧を阻害するおそれもあるため、対策を講じる必要がある。

2 物資の確保

(1) 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲）

大規模災害時には、電気、ガス、水道などのライフラインが停止する可能性があり、また、救援物資が届くまでにも時間がかかるおそれがあることから、飲料水や食料などを備蓄しておく必要がある。

(2) 物資供給・集積拠点の整備（再掲）

備蓄・供給拠点の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を図る。また、物資集積拠点において、他団体等からの支援物資の受入体制を検討し、保管場所等を確保する必要がある。

2-5

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
1 帰宅困難者対策の推進 <p>(1) 帰宅困難者対策の推進</p> <p>帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であるため、むやみに移動を開始しないという基本原則の徹底を図るとともに、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保等の啓発を行う。また、多数の帰宅困難者が発生する本厚木駅周辺において都市再生安全確保計画に基づき帰宅困難者に対する総合的な取組を推進する。</p> <p>(2) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画の改定（再掲）</p> <p>本厚木駅周辺地域の都市機能を分析し、被害の最小化を図るために効果的かつ効率的な対策を講じるために策定した都市再生安全確保計画について、周辺施設や交通網等の変化に伴い計画を改定する。</p>											
2 物資の確保 <p>(1) 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲）</p> <p>災害等発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、自治体等による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を図る。</p> <p>また、災害発生時における被災者の支援のため、避難所等に飲料水や食料、生活必需品等を備蓄するとともに、要配慮者や季節性に配慮した備蓄品目を検討し計画的に備蓄を図る。</p> <p>(2) 物資供給・集積拠点の整備（再掲）</p> <p>備蓄・供給拠点の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を図る。また、依知地区における大規模拠点型防災備蓄倉庫の整備を進め、供給体制の整備と併せて備蓄強化に努めるとともに、既存の物資集積拠点の整備をし、物資受入体制の強化を図る。</p>											
関連事業											
1 帰宅困難者対策の推進 <p>(2) 本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画改定事業</p> 2 物資の確保 <p>(1) 災害対策事業</p> <p>(2) 物資集積拠点整備事業</p>											

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

脆弱性の分析・整理

1 救助・救急体制の充実

(1) 災害時医療救護体制の整備（再掲）

大規模災害により多くの傷病者が発生した場合、医療の需要が増大する一方、病院施設や医療関係者の被災、ライフラインや交通の途絶、燃料や搬送車両の不足などの事態も起これり兼ねないため、災害時における医療救護体制を整備する必要がある。

2 防疫体制の整備

(1) 防疫活動、保健活動体制の整備

迅速かつ的確な防疫活動等の保健活動の体制を整備する必要がある。

(2) 水害時の衛生対策と消毒方法の周知

豪雨時は、路面が冠水し下水道が逆流するおそれがある。下水道には汚水が混入している場合があるため、家屋等が浸水した場合の対処方法を周知する必要がある。

3 火葬体制の強化

(1) 広域火葬体制の強化

大規模災害により、市の斎場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能となる事態が想定されることから、広域火葬体制を強化する必要がある。

4 避難所運営体制の見直し

(1) 感染症対策を踏まえた避難所運営体制の見直し

感染症まん延時に災害が発生した場合に備えて、感染症対策を踏まえた避難所運営体制の在り方について検討する必要がある。

5 衛生用品等の備蓄の見直し

(1) 衛生用品等の備蓄の見直し

感染症の拡大を防ぐため、衛生用品等の備蓄を見直す必要がある。

2-6 重点											
個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
1 救助・救急体制の充実 (1) 災害時医療救護体制の整備（再掲） <p>県の保健医療救護計画に基づき、災害時における医療救護体制の確保を図る。</p>											
2 防疫体制の整備 (1) 防疫活動、保健活動体制の整備 <p>感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速かつ的確に所要の措置を講じるため、迅速な防疫活動、保健活動等を推進する。</p>											
(2) 水害時の衛生対策と消毒方法の周知 <p>床上浸水、床下浸水時の対処法や感染症予防策について周知を図る。</p>											
3 火葬体制の強化 (1) 広域火葬体制の強化 <p>広域火葬体制を強化するとともに、必要な資機材を円滑に確保するため、協定事業所との連携の強化を図る。</p>											
4 避難所運営体制の見直し (1) 感染症対策を踏まえた避難所運営体制の見直し <p>感染症まん延時に災害が発生した場合に備えて、感染症対策を図るため、新しい生活様式を取り入れた避難所運営を推進する。</p>											
5 衛生用品等の備蓄の見直し (1) 衛生用品等の備蓄の見直し <p>感染症拡大を予防するために必要な衛生用物品等を備蓄するとともに、状況やニーズに応じて備蓄する衛生物品等の見直しを図る。</p>											
関連事業											

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

脆弱性の分析・整理

1 地域防犯活動の推進

(1) 防犯対策

市民の身近で発生している街頭犯罪の未然防止及び犯罪に対する抑止力の強化を図るため、児童・生徒の登下校時の見守り活動や防犯パトロールなどの自主防犯活動を推進する必要がある。

(2) 空き家対策（再掲）

厚木市空家等対策計画に基づき、人口減少や住宅の老朽化等により地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家の予防・解消・活用を図る必要がある。

2 地域防災力の強化

(1) 自主防災組織等の強化（再掲）

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、自助、共助による応急活動を推進する必要がある。

3-1

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>1 地域防犯活動の推進</p> <p>(1) 防犯対策</p> <p>市民安全指導員（防犯パトロール隊）によるパトロールを実施するとともに、地域の目が一番の防犯対策となることから地域において青色回転灯搭載車（青パト）を運用して自主防犯活動を実施する団体に対して補助を行い、地域の自主防犯活動の強化を図る。</p> <p>(2) 空き家対策（再掲）</p> <p>空き家の解体費や購入費の一部を補助するとともに、所有者不存在により管理不全となり近隣に迷惑を及ぼしている空き家について、空家法又は所有者不明法の規定に基づき、財産管理制度を活用し、売却等の処分を推進する。</p> <p>2 地域防災力の強化</p> <p>(1) 自主防災組織等の強化（再掲）</p> <p>大規模災害発生時における自助、共助による応急活動を推進するため、防災指導員や防災推進員を活用し地域防災力の向上を図るとともに、セーフコミュニティの取組を通して、地域防災に関する啓発を目的とした研修会等を開催し、正しい防災知識の共有を推進する。</p>											
関連事業											
<p>1 地域防犯活動の推進</p> <p>(1) 防犯啓発事業</p> <p>(1) 街頭犯罪対策事業</p> <p>(1) 地域青パト推進事業補助金</p> <p>(2) 空き家等対策推進事業</p> <p>2 地域防災力の強化</p> <p>(1) セーフコミュニティ推進事業</p> <p>(1) 地域セーフコミュニティ活動推進事業</p>											

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

ぜい 脆弱性の分析・整理

1 庁舎の整備

(1) 市庁舎の整備

現在の市庁舎は、老朽化や狭隘化に加え、分散化や災害対応力の強化などの課題を抱えていることから、業務継続性を高め、更なる災害対応力を有した市庁舎を整備する必要がある。

(2) 消防庁舎の整備

各種災害に迅速・的確に対応するため、消防・防災拠点である消防庁舎機能を常に維持する必要がある。

2 業務継続体制の確保

(1) 業務継続体制の確保

災害発生時においても、業務の継続を可能にする体制の確保が必要である。

(2) 広域応援体制の強化（再掲）

大規模災害により甚大な被害が発生し、本市だけでは対応できない場合を想定し、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れができる体制を整備することが必要である。一方、本市が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応えて活動を行うことも想定されることから、受援・応援を円滑に行うことが必要である。

3 防災訓練の実施

(1) 実践的な訓練の実施

多様な場面を想定した、職員の防災業務に対する訓練が必要である。

3-2 (1/2)

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 庁舎の整備 <p>(1) 市庁舎の整備</p> <p>災害発生時において市庁舎は、市民の生命及び財産を守るために中枢拠点となることから、厚木市複合施設等整備基本計画に基づき、建物は免震構造とし、72時間供給可能な非常用電源設備や飲料水等に利用することができる貯水槽の設置など災害発生時の業務継続能力を備えた整備を図る。</p> <p>(2) 消防庁舎の整備</p> <p>地域の防災拠点である相川分署及び南毛利分署の移転整備を令和3年度に完了し、当該地域の消防体制の強化を図る。また、消防・防災活動の中枢となる厚木消防署本署庁舎の整備に向けた取組を図る。さらに、他の消防庁舎についても、計画的に整備の検討を図る。</p>											
2 業務継続体制の確保 <p>(1) 業務継続体制の確保</p> <p>災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要に応じて業務継続計画の改定などにより、業務継続性の確保を図る。</p> <p>(2) 広域応援体制の強化（再掲）</p> <p>広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る。</p>											
3 防災訓練の実施 <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>複合災害など、多様な場面を想定した訓練を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る。</p>											
関連事業											
1 庁舎の整備 <p>(1) 中町第2-2地区周辺整備事業</p> <p>(2) 消防庁舎整備事業</p>											

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性の分析・整理

4 防災体制の整備

(1) 学校の防災体制の整備（再掲）

児童・生徒が在校時及び登校時に災害が発生する場合を想定し、学校の防災体制を整備する必要がある。

(2) 斎場機能の維持

斎場施設は山林に囲まれていることにより、土砂災害の発生を原因として斎場機能が維持困難となる事態が想定されることから、山林及び法面の^{のりめん}予防保全が必要である。

5 建築物の耐震化

(1) 校舎・体育館等の改修（再掲）

厚木市公共施設個別施設計画に基づき、施設の長寿命化を図り、安心・安全で快適な教育環境を確保する必要がある。

6 復旧体制の整備

(1) 復興対策マニュアルの整備

復興対策マニュアルの整備に取り組む必要がある。

3-2 (2/2)

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
4 防災体制の整備 <p>(1) 学校の防災体制の整備（再掲）</p> <p>児童・生徒が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する。また、児童・生徒の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図る。</p> <p>(2) 斎場機能の維持</p> <p>斎場敷地内の山林及び法面^{のりめん}の崩落により斎場機能が維持困難となる事態を避けるため、日常的な監視を継続するとともに予防保全を図る。</p>											
5 建築物の耐震化 <p>(1) 校舎・体育館等の改修（再掲）</p> <p>校舎・体育館の外壁、屋上、受変電設備、給水設備等の実施設計及び改修工事を推進する。</p>											
6 復旧体制の整備 <p>(1) 復興対策マニュアルの整備</p> <p>事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、全庁的に一丸となり被災時の計画的な復興を推進するため、復興対策マニュアルの整備を図る。</p>											
関連事業											
5 建築物の耐震化 <p>(1) 校舎・体育館改修事業</p>											

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の停滞

脆弱性の分析・整理

1 企業防災の強化

(1) 企業の防災体制の確立

企業の防災体制の確立に向けた支援を行う必要がある。

2 防災まちづくり

(1) 民間事業者における浸水対策（再掲）

洪水浸水想定区域内に立地する民間事業者について、浸水被害を軽減するための対策を講ずる必要がある。

4-1

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
1 企業防災の強化 <p>(1) 企業の防災体制の確立</p> <p>災害発生時に企業が迅速に救助や避難などの活動、さらには、経済活動の維持等を行うことができるよう、事業継続計画（BCP）の作成や企業間の連携強化などの企業の防災に関する取組を支援する。</p>											
2 防災まちづくり <p>(1) 民間事業者における浸水対策（再掲）</p> <p>洪水浸水想定区域内に立地する企業が実施する浸水防止対策に対して補助金を交付し、被害の軽減を図る。</p>											
関連事業											
2 防災まちづくり <p>(1) 浸水防止対策事業補助金</p>											

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-2 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

脆弱性の分析・整理

1 企業防火・防災の強化

(1) 重要な産業施設や大規模施設の防火・防災対策

重要な産業施設や大規模施設については、災害による施設の損壊、火災、爆発等により住居地域に被害が及ぼないよう防火・防災対策を推進する必要がある。

(2) 企業の防災体制の確立（再掲）

企業の防災体制の確立に向けた支援を行う必要がある。

2 危険物施設等の安全対策

(1) 危険物施設等の安全対策の周知（再掲）

危険物施設等は、貯蔵や取り扱う物質の性質上、災害時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きくなるため、対象事業者等に対し安全管理対策を周知する必要がある。

4-2

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
1 企業防火・防災の強化 <p>(1) 重要な産業施設や大規模施設の防火・防災対策 重要な産業施設や大規模施設に対して、防火・防災対策を推進し、周辺住居地域への被害拡大の防止を図る。</p> <p>(2) 企業の防災体制の確立（再掲） 災害発生時に企業が迅速に救助や避難などの活動、さらには、経済活動の維持等を行うことができるよう、事業継続計画（BCP）の作成や企業間の連携強化などの企業の防災に関する取組を支援する。</p>											
2 危険物施設等の安全対策 <p>(1) 危険物施設等の安全対策の周知（再掲） 危険物施設等において災害時に火災等が発生した場合、多大な被害が生じる可能性があるため、安全性の強化及び充実に向け、対象事業者等に対し安全管理対策の周知を図る。</p>											
関連事業											
1 企業防火・防災の強化 <p>(1) 防火意識啓発事業</p>											

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

脆弱性の分析・整理

1 物資の確保

(1) 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲）

大規模災害時には、電気、ガス、水道などのライフラインが停止する可能性があり、また、救援物資が届くまでにも時間がかかるおそれがあることから、飲料水や食料などを備蓄しておく必要がある。

(2) 物資供給・集積拠点の整備（再掲）

備蓄・供給拠点の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を図る。また、物資集積拠点において、他団体等からの支援物資の受入体制を検討し、保管場所等を確保する必要がある。

4-3

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
1 物資の確保 <p>(1) 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保（再掲）</p> <p>災害等発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業者による職場内備蓄の促進、自治体等による備蓄や協定の締結による供給体制の強化を図る。</p> <p>また、災害発生時における被災者の支援のため、避難所等に飲料水や食料、生活必需品等を備蓄するとともに、要配慮者や季節性に配慮した備蓄品目を検討し計画的に備蓄を図る。</p> <p>(2) 物資供給・集積拠点の整備（再掲）</p> <p>備蓄・供給拠点の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を図る。また、依知地区における大規模拠点型防災備蓄倉庫の整備を進め、供給体制の整備と併せて備蓄強化に努めるとともに、既存の物資集積拠点の整備をし、物資受入体制の強化を図る。</p>											
関連事業											
1 物資の確保 <p>(1) 災害対策事業</p> <p>(2) 物資集積拠点整備事業</p>											

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-4 農地・森林等の被害に伴う地域の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下

脆弱性の分析・整理

1 農業基盤の整備

(1) 農道、かんがい排水路及び取水せきの改修等（再掲）

農業水利施設が老朽化等により正常に稼働しない場合、風水害時等に水位調整ができず氾濫等のリスクが高まるため、農業水利施設を整備する必要がある。また、農道においては、災害発生時の避難経路としても利用できることから整備及び維持補修を実施する必要がある。

2 森林の整備・保全

(1) 森林の整備・保全

森林の木材を活用する機会が減少する中、林業に携わる労働者も減少、高齢化し、手入れの行き届かない森林が増え、森林の荒廃が進んでいる状況にあることから、森林が持つ水源のかん養や台風に伴う豪雨による山くずれ、土石流、地すべりなどの山地災害の防止など、森林の持つ公益性の高い機能を有効利用するため、荒廃の進んでいる森林を計画的に整備する必要がある。

4-4

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
1 農業基盤の整備 <p>(1) 農道、かんがい排水路及び取水せきの改修等（再掲）</p> <p>農道、かんがい排水路及び取水せきは、農業生産の基盤であるとともに、災害発生時ににおいて、農道は避難経路として活用でき、また、かんがい排水路及び取水せきは浸水被害を軽減することができることから、整備及び改修・工事を実施する。</p> <p>2 森林の整備・保全</p> <p>(1) 森林の整備・保全</p> <p>森林所有者に適正な管理を促すため、枝打や除間伐を行う厚木市森林組合に対し、補助金を交付するとともに、高性能林業機械の導入及び間伐材搬出を支援する。</p> <p>また、地元でとれた木材は地元で利用するという地産地消の仕組みを確立させ、林業の活性化及び計画的な森林整備の促進を図る。</p>											
関連事業											
<p>1 農業基盤の整備</p> <p>(1) 農業基盤整備事業</p> <p>2 森林の整備・保全</p> <p>(1) 林業振興事業</p>											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性の分析・整理

1 道路の整備

(1) あつぎの道づくり計画に基づく整備等の実施

安全で快適な道路交通環境づくりを進める必要がある。

(2) 無電柱化の推進

無電柱化整備は、防災性、安全・円滑な交通確保及び景観形成の三つの観点から整備を進める必要がある。

2 ライフライン機能の確保

(1) 特設公衆電話の設置・利用

災害発生時に被災者等の通信の確保をする必要がある。

3 情報発信・伝達体制の整備

(1) 災害情報収集伝達の強化

災害時における情報収集・伝達の強化を図り、迅速かつ的確な災害対応を行う必要がある。

5-1 (1/3)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 道路の整備 <p>(1) あつぎの道づくり計画に基づく整備等の実施</p> <p>本市の道づくりの方針を示し、市道の整備や改良、維持管理など、道路に関する総合的な計画としたあつぎの道づくり計画に基づいた事業を推進する。</p> <p>(2) 無電柱化の推進</p> <p>市無電柱化推進計画に位置付けられている、都市計画道路 3・6・1 中町北停車場線（市道 A-9）、市道 A-358、都市計画道路 3・4・7 厚木バイパス線（市道 1-24 妻田三田幹線）の整備を計画的に進め緊急輸送道路等の確保、安心して通行できる歩行空間の確保を図る。</p>											
2 ライフライン機能の確保 <p>(1) 特設公衆電話の設置・利用</p> <p>家族等の安否確認を行うことができるよう特設公衆電話を設置する。また、輻輳対策として、NTT東日本や携帯電話事業者等が提供する災害用伝言板の活用について周知啓発を図る。</p>											
3 情報発信・伝達体制の整備 <p>(1) 災害情報収集伝達の強化</p> <p>各種災害に対応するため、情報収集や通信手段の確保の強化を図り、被害の軽減に寄与する。</p>											
関連事業											
1 道路の整備 <p>(2) 無電柱化整備事業</p> 3 情報発信・伝達体制の整備 <p>(1) 災害情報収集伝達強化事業</p>											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性の分析・整理

4 情報発信・伝達体制の強化

(1) 情報発信・伝達体制の強化

「逃げ遅れゼロ」の実現のため、多様な情報発信手段を整備する必要がある。

(2) デジタルサイネージの設置

市政情報等の発信力を強化するとともに、中心市街地の魅力や利便性の向上を図る必要がある。

(3) 公衆無線LANの整備

災害時において、携帯電話等の通信障害や輻輳^{ふくそう}が発生することが想定されることから、通信疎通の確保のため、通信手段の充実を図る必要がある。

5-1 (2/3)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
4 情報発信・伝達体制の強化 <p>(1) 情報発信・伝達体制の強化</p> <p>最新の防災情報を迅速かつ的確に提供するため、防災行政無線のほか、防災ラジオ、あつぎメールマガジン、テレホンサービス、TVK（テレビ神奈川）のデータ放送、市ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、情報発信手段の強化を図る。</p> <p>(2) デジタルサイネージの設置</p> <p>本厚木駅北口や南口、駅連絡所内、愛甲石田駅にデジタルサイネージを整備し、情報発信に努めてきた。更なる発信力強化のため、バスセンターや本厚木駅東口を含めた中町第2-2地区周辺に新たなデジタルサイネージの設置を図る。</p> <p>(3) 公衆無線 LANの整備</p> <p>災害時における避難者等への情報収集支援などの観点から、公衆無線 LAN サービス「Atsugi Free Wi-Fi」を市内公共施設に必要に応じて整備するとともに、サービスの適正な管理運用を図る。</p>											
関連事業											
4 情報発信・伝達体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新型防災ラジオ整備事業 (1) 防災行政無線維持管理事業 (1) 映像メディア活用事業 (2) デジタルサイネージ設置事業 (3) 公衆無線 LAN整備事業 											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性の分析・整理

5 要配慮者等への支援

(1) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）

言語等が異なる外国人の方に対しては、避難時の意思疎通が難しくなると予想されることがから、事前対策が必要である。

6 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練（再掲）

大規模な自然災害の発生に備え、市民一人一人の防災意識の高揚を図り、災害対応力を高める必要がある。

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術

リスクへの対応方策

5 要配慮者等への支援

(1) 要配慮者等に対する避難誘導支援（再掲）

自主防災隊が、高齢者・障がい者の方、言語・生活習慣の異なる外国人の方などに対し、避難誘導などを積極的に支援する。

6 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練（再掲）

市や自主防災隊などが連携し総合防災訓練を実施する。また、防災講習会や地震体験車による震度体験等を実施するとともに啓発用パンフレット等を配布し、災害に対する意識の高揚を図る。

関連事業

6 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練等事業

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-2 都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

脆弱性の分析・整理

1 体制の整備

(1) 非常時のガス供給体制の整備

災害時には、ガスなどのライフライン施設に被害が発生するおそれがあることから、ライフラインの安全性を向上する必要がある。

(2) 電力の確保

災害時にも電力確保を維持する必要がある。

2 企業防災の強化

(1) 企業の防災体制の確立（再掲）

企業の防災体制の確立に向けた支援を行う必要がある。

3 自立・分散型エネルギーの導入促進

(1) 自立・分散型エネルギーの導入促進

災害に強いエネルギーの確保に対応する必要がある。

4 道路の整備

(1) 無電柱化の推進（再掲）

無電柱化整備は、防災性、安全・円滑な交通確保及び景観形成の三つの観点から整備を進める必要がある。

5 防災体制の整備

(1) 非常用電源設備の整備（再掲）

災害時に防災拠点となる避難所等の機能を確保するための電力供給体制が十分ではなく、避難者の生活や復旧に向けた活動を支援する避難所機能を確保するため、災害時に電力を迅速に供給する体制を整備する必要がある。

5-2

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 体制の整備											
(1) 非常時のガス供給体制の整備											
ガスの応急復旧については事業者と連携し、非常時の応急供給体制の整備も継続して推進する。											
(2) 電力の確保											
電力の安定供給確保のため、自家発電設備の計画的な維持管理を図る。											
2 企業防災の強化											
(1) 企業の防災体制の確立（再掲）											
災害発生時に企業が迅速に救助や避難などの活動、さらには、経済活動の維持等を行うことができるよう、事業継続計画（BCP）の作成や企業間の連携強化などの企業の防災に関する取組を支援する。											
3 自立・分散型エネルギーの導入促進											
(1) 自立・分散型エネルギーの導入促進											
災害に強いエネルギーの確保のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や多様なエネルギー源の活用を促進する。											
また、公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進する。											
4 道路の整備											
(1) 無電柱化の推進（再掲）											
市無電柱化推進計画に位置付けられている、都市計画道路3・6・1中町北停車場線（市道A-9）、市道A-358、都市計画道路3・4・7厚木バイパス線（市道1-24妻田三田幹線）の整備を計画的に進め緊急輸送道路等の確保、安心して通行できる歩行空間の確保を図る。											
5 防災体制の整備											
(1) 非常用電源設備の整備（再掲）											
災害時に避難者の生活や復旧に向けた活動を支援するため、情報収集等を含めた避難所等としての機能確保に必要不可欠となる非常用電源設備の整備を図る。											
関連事業											
4 道路の整備											
(1) 無電柱化整備事業											
5 防災体制の整備											
(1) 地域防災力強化事業											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-3 上水道施設等の長期間にわたる供給停止

脆弱性の分析・整理

1 応急給水体制の整備

(1) 給水対策と応援協力体制の整備

災害時には、上下水道などのライフライン施設に被害が発生するおそれがあることから、ライフラインの安全性を向上する必要がある。

(2) 生活用水の確保

生活用水は、風呂やトイレなどに使用する水として重要であり、不足すれば衛生面での問題や精神面での不安も高まる。飲料水だけでなく、生活用水の確保にも努める必要がある。

5-3

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 応急給水体制の整備											
<p>(1) 給水対策と応援協力体制の整備</p> <p>上水道の断水に備え、飲料水の備蓄や耐震性貯水槽の整備を図る。また、長時間の断水を想定し、応急給水活動や広報活動等について、関係事業者間の連携及び応援協力体制の整備等を図る。</p> <p>(2) 生活用水の確保</p> <p>家庭の井戸を厚木市災害時給水所に指定し、災害時における地域の住民の生活用水として確保を図る。</p>											
関連事業											
<p>1 応急給水体制の整備</p> <p>(2) 災害対策事業</p>											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-4 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性の分析・整理

1 下水道の整備

(1) 下水道施設の耐震化

大規模な地震時に生活空間において汚水の滞留や未処理下水の流出による衛生対策として、下水の流下機能を確保するため下水道施設の耐震化を図る必要がある。

(2) 下水道施設の長寿命化

老朽化が進行する下水道施設については、損傷等による下水道機能の停止や道路陥没事故等を未然に防止するため、予防保全型の維持管理に努める必要がある。

2 合併処理浄化槽の普及促進

(1) 合併処理浄化槽の普及促進

市街化調整区域の公共下水道整備区域外に現存する単独処理浄化槽等について、老朽化したものが多々、被災により破損するリスクが高いことから、災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽への転換の促進を図る必要がある。

5-4

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>1 下水道の整備</p> <p>(1) 下水道施設の耐震化</p> <p>大規模な地震時に下水の流下機能を確保するため、マンホールと管きょの耐震化を図る。</p> <p>(2) 下水道施設の長寿命化</p> <p>下水道ストックマネジメント計画に基づき、定期的な点検調査を実施し、計画的かつ効率的な修繕・改築を行うことで、下水道施設の長寿命化を図る。</p>											
<p>2 合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>(1) 合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>市街化調整区域の公共下水道整備区域外に現存する単独処理浄化槽等について、合併処理浄化槽への転換をする場合の工事費の一部を国等の補助金を活用し、災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽への転換の促進を図る。</p>											
関連事業											
<p>1 下水道の整備</p> <p>(1) 下水道地震対策事業</p> <p>(2) 下水道長寿命化事業</p> <p>2 合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>(1) 合併処理浄化槽普及促進事業</p>											

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-5 緊急輸送道路が分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性の分析・整理

1 土砂災害対策

(1) 急傾斜地の安全対策（再掲）

急傾斜地の崩壊による被害を最小限にとどめ、市民の生命・財産を守る必要がある。

2 道路整備

(1) 道路・橋りょう等の整備

道路等のネットワークは市民の活動や物流に様々な影響をもたらす可能性があるため、道路や橋りょう等について、耐震化や多重性を確保する必要がある。

(2) 生活道路の整備

市民が安全で安心して快適な日常生活を営むことができるよう、狭あいな生活道路の整備を計画的に進めるとともに、地域間の主要交通及び幹線路線等の主要市道のネットワークを補完する路線の拡幅整備をする必要がある。

(3) 橋りょうの長寿命化

管理橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、予防保全を前提とした計画的な維持管理を実践し、維持管理コストの縮減と予算平準化を図るとともに、橋りょうの定期な点検を実施し、健全性の把握と適正な維持管理を図る必要がある。

(4) 橋りょうの架け替え

老朽化した橋りょうの架け替えを行い、安全に通行できる道路機能の確保を図る。また、河川改修計画に合わせ、橋りょうの架け替えを整備する必要がある。

(5) 幹線市道の新設改良

地域の主要道路として、地域間の連続性、通行の円滑性及び安全性等の観点から、計画的に拡幅改良を実施し、地域交通環境の有効な改善を図る必要がある。

(6) 交差点の改良

交通の円滑化及び交通混雑の緩和はもとより、災害発生時においても緊急車両、災害復旧に関わる車両等の交通が円滑に行わるよう、平常時から安全性と快適性を考慮した交差点形状の向上を図る必要がある。

(7) 街路の整備

交通渋滞の解消や安心・安全な道づくりを進め、市民の快適な日常生活や効率的な経済活動を支える生活空間の向上を図る必要がある。

個別施策分野										横断的分野			
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術		
リスクへの対応方策													
1 土砂災害対策 <p>(1) 急傾斜地の安全対策（再掲）</p> <p>住居に隣接する傾斜 30 度以上、高さ 2 m 以上の急傾斜地の崩壊防止対策工事費に対して補助金を交付し、急傾斜地の崩壊防止を図る（県が実施する急傾斜地崩壊対策工事の対象を除く）。</p> <p>2 道路整備</p> <p>(1) 道路・橋りょう等の整備</p> <p>橋りょう等の道路施設について、耐震化や多重性の確保を図る。</p> <p>(2) 生活道路の整備</p> <p>地元自治会からの生活道路整備要望等を基に、生活道路としての市道（都市計画道路、1・2 級市道及びこれらに準ずる幹線市道を除く。）の拡幅改良や舗装等を実施する。</p> <p>(3) 橋りょうの長寿命化</p> <p>施設の老朽化や損傷の進行による道路機能の低下の防止や第三者被害を防止するため、道路メンテナンス事業補助金を活用し、道路施設の安全と機能維持を継続していく。</p> <p>(4) 橋りょうの架け替え</p> <p>老朽化等により架け替えが必要と判断された橋りょうについて、橋りょう架替事業を実施する。</p> <p>(5) 幹線市道の新設改良</p> <p>1・2 級市道及びこれらに準ずる幹線道路（一般生活道路を除く。）の新設・改良を実施する。</p> <p>(6) 交差点の改良</p> <p>交通支障となっている交差点等を把握し、必要に応じて交差点の改良を実施する。</p> <p>(7) 街路の整備</p> <p>都市計画道路厚木環状 3 号線及び本厚木下津古久線等の整備を図る。</p>													
関連事業													
1 土砂災害対策 <p>(1) 急傾斜地安全対策事業</p> <p>2 道路整備</p> <p>(2) 生活道路整備事業</p> <p>(3) 橋りょう長寿命化事業</p> <p>(4) 橋りょう架替事業</p> <p>(5) 幹線市道新設改良事業</p> <p>(6) 交差点等改良事業</p> <p>(7) 街路整備事業</p>													

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-5 緊急輸送道路が分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性の分析・整理

2 道路整備

(8) 沿道建築物の耐震化

大地震による建築物の倒壊によって緊急輸送道路が分断され、市民の避難や緊急車両等の通行の障害とならないよう、沿道建築物の耐震化を図る必要がある。

(9) 補装の長寿命化

道路ネットワークを支える舗装損傷の進行による道路機能の低下の防止や、第三者被害を防止するとともに、長寿命化を図り、道路としての機能維持を継続する必要がある。

(10) 道路付属施設の長寿命化

トンネル、横断歩道橋、大型ボックスカルバート、大型標識、街路灯などの道路付属施設について、老朽化や損傷等の進行による第三者被害を防止するとともに、施設の長寿命化を図り、道路施設の安全と機能維持を継続する必要がある。

個別施策分野										横断的分野			
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術		
リスクへの対応方策													
2 道路整備													
(8) 沿道建築物の耐震化													
<p>緊急輸送道路に接し、かつ、一定の高さを超える旧耐震基準で建築された沿道建築物を対象として、耐震診断、耐震設計及び耐震改修工事等の耐震化に要する費用に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物防災力緊急促進事業等を活用し、沿道建築物耐震促進事業により耐震化を促進する。</p>													
(9) 舗装の長寿命化													
<p>幹線道路等を対象とした舗装長寿命化修繕計画により、予防保全を前提とした計画的な維持管理を行い、維持管理コストの縮減と予算平準化を図るとともに、定期的な点検を実施し、健全性の把握と適正な維持管理を図る。</p> <p>また、舗装工事等の実施に当たっては、舗装長寿命化修繕計画に施工箇所及び施工延長、実施時期等を明記するなどし、計画的な維持管理に努める。</p>													
(10) 道路付属施設の長寿命化													
<p>施設の老朽化や損傷の進行による道路機能の低下の防止や第三者被害を防止するため、道路メンテナンス事業補助金を活用し、道路施設の安全と機能維持を継続していく。</p>													
関連事業													
2 道路整備													
<p>(8) 沿道建築物耐震促進事業費補助事業</p> <p>(9) 道路維持補修事業</p> <p>(10)道路付属施設長寿命化事業</p>													

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-5 緊急輸送道路が分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性の分析・整理

2 道路整備

(11) 無電柱化の推進（再掲）

無電柱化整備は、防災性、安全・円滑な交通確保かつ景観形成の三つの観点から整備を進める必要がある。

(12) 路面下空洞調査

路面下に発生している空洞の有無及び範囲を的確に把握することにより、路面陥没を未然に防止する必要がある。

3 広域自治体との連携

(1) 広域自治体との連携（再掲）

近隣の自治体と共に行政課題の多様化・専門化・広域化に対応するため、市域を越えた都市間の広域連携を図る必要がある。

個別施策分野										横断的分野			
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術		
リスクへの対応方策													
2 道路整備 <p>(11) 無電柱化の推進（再掲）</p> <p>市無電柱化推進計画に位置付けられている、都市計画道路 3・6・1 中町北停車場線（市道 A-9）、市道 A-358、都市計画道路 3・4・7 厚木バイパス線（市道 1-24 妻田三田幹線）の整備を計画的に進め緊急輸送道路等の確保、安心して通行できる歩行空間の確保を図る。</p> <p>(12) 路面下空洞調査</p> <p>緊急輸送道路及び広域避難場所や指定避難所周辺の 1・2 級市道と主要な避難路に当たる路線などを対象とした 83 路線、延長約 79 キロメートルについて、地中レーダー探査機を用いた調査を実施し、安心安全な道路の確保を図る。</p>													
3 広域自治体との連携 <p>(1) 広域自治体との連携（再掲）</p> <p>自治体相互が連携し、より一層の市民サービスの向上につながる取組を推進する。また、近隣市町村と共に行政課題等の解決に向けた調査研究を実施する。</p>													
関連事業													
2 道路整備 <p>(11)無電柱化整備事業</p> <p>(12)道路維持補修事業</p> <p>3 広域自治体との連携</p> <p>(1) 広域都市連携推進事業</p>													

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-5 緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

ぜい 脆弱性の分析・整理

4 復旧体制の整備

(1) 道路啓開・交通制限体制の整備

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、道路啓開の実施体制や交通制限体制を整備する必要がある。

(2) 応急危険度判定の体制整備

応急危険度判定士の養成とその支援を行うコーディネーターの訓練、資機材の確保などを進め、災害発生時の要請、判定活動の円滑な実施を推進する必要がある。

5 建築物の耐震化

(1) 住宅の耐震化（再掲）

住宅の耐震化率は建て替え等により少しずつ向上しているが、災害に強いまちづくりを進めるためには、住宅の耐震化を促進することが重要な課題である。そのため、耐震診断の実施等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図る必要がある。

(2) 建築物の耐震改修の促進（再掲）

耐震改修促進法及び神奈川県耐震改修促進計画に基づき厚木市耐震改修促進計画を必要に応じて改定し、これに基づき、既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進する必要がある。

(3) 不特定多数が利用する建築物の耐震化（再掲）

病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物、学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物等は、被災すると多くの人的被害を生み出すことがある。そのため、特に要緊急安全確認大規模建築物については、耐震診断を行い、その結果を公表し、耐震化を促す必要がある。

個別施策分野										横断的分野			
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術		
リスクへの対応方策													
4 復旧体制の整備													
<p>(1) 道路啓開・交通制限体制の整備</p> <p>道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、関係機関と連携し、道路啓開の実施体制等の整備を図る。</p>													
<p>(2) 応急危険度判定の体制整備</p> <p>応急危険度判定士との連絡体制の構築、資機材の確保などを進めるとともに、災害発生時を想定した訓練等の検討を図る。</p>													
5 建築物の耐震化													
<p>(1) 住宅の耐震化（再掲）</p> <p>住宅の耐震化について、旧耐震基準で建築された木造住宅を対象として、耐震診断及び耐震改修工事等の耐震化に要する費用に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、木造住宅耐震改修促進事業により耐震化を促進する。</p> <p>また、マンションの耐震化を促進するために住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、マンション耐震事業により耐震化を促進する。</p>													
<p>(2) 建築物の耐震改修の促進（再掲）</p> <p>建築物の耐震改修の促進に向け、耐震化の目標と施策等を定めた厚木市耐震改修促進計画を必要に応じて改定する。</p>													
<p>(3) 不特定多数が利用する建築物の耐震化（再掲）</p> <p>病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物、学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物等は、所有者等に対して耐震化の意識向上のため啓発を行う。要緊急安全確認大規模建築物については、耐震診断結果を公表し、耐震化に向けて必要に応じて指導、助言を行う。</p>													
関連事業													
<p>5 建築物の耐震化</p> <p>(1) 木造住宅耐震改修促進事業費補助事業</p> <p>(2) マンション耐震事業費補助事業</p> <p>(3) 耐震改修促進計画改定事業</p>													

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-5 緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性の分析・整理

6 防災まちづくり

(1) ブロック塀の安全対策の促進（再掲）

地震発生時は、ブロック塀の倒壊により、人的被害はもちろん、避難や救助活動にも支障を来すおそれがあるため対策を進める必要がある。

5-5 (5/5)

重点

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
6 防災まちづくり <p>(1) ブロック塀の安全対策の促進（再掲）</p> <p>住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、市内の住宅や事業所等から厚木市地域防災計画に掲げる広域避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所へ至る避難路等にある危険なブロック塀等の撤去や安全な工作物等への改善工事費に対し補助金を交付し、地震等におけるブロック塀等の倒壊や転倒による災害の未然防止を推進する。</p>											
関連事業											
6 防災まちづくり <p>(1) 危険ブロック塀等防災工事補助金</p>											

目標6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

脆弱性の分析・整理

1 復興まちづくり

(1) 迅速な復興まちづくりの実現（再掲）

災害からの早期復旧により市民生活への影響を最小限に抑え、迅速な復興まちづくりを実現するため、平常時から事前準備が必要である。

2 復旧体制の整備

(1) 道路啓開・交通制限体制の整備（再掲）

道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のために、道路啓開の実施体制や交通制限体制を整備する必要がある。

(2) 復興対策マニュアルの整備（再掲）

復興対策マニュアルの整備に取り組む必要がある。

(3) 被災宅地危険度判定の体制整備

被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定調整員の養成及び判定士の確保、資機材の確保などを進め、その実施体制連絡体制及び応急危険度判定制度との連携体制などの整備を更に充実する必要がある。

3 地籍調査の促進

(1) 国土調査の実施

土地に関するトラブルを防ぎ、個人の権利や財産を守るとともに、課税の適正化や公共事業・災害復旧の円滑化を図る必要がある。

6-1

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 復興まちづくり											
(1) 迅速な復興まちづくりの実現（再掲）											
災害からの復興について事前に検討を行い、被災後の復興まちづくりに備える復興事前準備の取組を推進する。											
2 復旧体制の整備											
(1) 道路啓開・交通制限体制の整備（再掲）											
道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、関係機関と連携し、道路啓開の実施体制等の整備を図る。											
(2) 復興対策マニュアルの整備（再掲）											
事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、全庁的に一丸となり被災時の計画的な復興を推進するため、復興対策マニュアルの整備を図る。											
(3) 被災宅地危険度判定の体制整備											
被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定調整員の養成及び判定士の確保、資機材の確保などを進めるとともに、実施体制連絡体制及び応急危険度判定制度との連携体制等の整備を図る。											
3 地籍調査の促進											
(1) 国土調査の実施											
国土調査法に基づき、一筆ごとの地籍を明確化することにより、土地に関するトラブルを防ぎ、大規模災害時の復興や異常気象による災害復旧の円滑化を図るとともに、個人の権利や財産を守る取組を推進する。											
関連事業											
3 地籍調査の促進											
(1) 国土調査事業											

目標6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

脆弱性の分析・整理

1 災害救援ボランティアの受入れ

（1）災害救援ボランティアの受入れ

東日本大震災において、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけ、迅速な受入体制、被災地の細かなニーズの把握等に時間を要したことから、災害時に備えボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行う必要がある。

6-2

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
<p>1 災害救援ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 災害救援ボランティアの受入れ</p> <p>ボランティアの迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を社会福祉協議会と協力して実施する。</p>											
関連事業											
<p>1 災害救援ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 市民活動推進事業</p>											

目標6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の分析・整理

1 災害廃棄物処理に係る連携体制の強化

(1) 災害廃棄物処理に係る連携強化

大規模災害の発生時に、大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、早期の復旧・復興を図る必要がある。

6-3

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
1 災害廃棄物処理に係る連携体制の強化 <p>(1) 災害廃棄物処理に係る連携強化</p> <p>国、県及び民間事業者団体等とともに、災害廃棄物の処理に係る協力体制の構築について検討を進める。また、国の災害廃棄物対策指針及び県の災害廃棄物処理計画に基づき、厚木市地域防災計画との整合を図りながら、必要に応じて厚木市災害廃棄物処理計画の見直しを図る。</p>											
関連事業											

目標6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の分析・整理

1 復興まちづくり

(1) 迅速な復興まちづくりの実現（再掲）

災害からの早期復旧により市民生活への影響を最小限に抑え、迅速な復興まちづくりを実現するため、平常時から事前準備が必要である。

2 復旧体制の整備

(1) 復興対策マニュアルの整備（再掲）

復興対策マニュアルの整備に取り組む必要がある。

3 被災者の生活支援

(1) 被災者生活再建支援システムの整備

大規模災害時に、市民生活の迅速な復旧・復興を支援する必要がある。

4 地籍調査の促進

(1) 国土調査の実施（再掲）

土地に関するトラブルを防ぎ、個人の権利や財産を守るとともに、課税の適正化や公共事業・災害復旧の円滑化を図る。

6-4

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・ 消防・ 防災教育等	住宅・都市・ 交通・ 国土保全	保健 医療・ 福祉	情報 通信	産業・ 物流・ エネルギー	環境・ 農林水産	土地 利用	市民 協働の 推進	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携	デジタル 技術
リスクへの対応方策											
1 復興まちづくり											
(1) 迅速な復興まちづくりの実現（再掲）											
災害からの復興について事前に検討を行い、被災後の復興まちづくりに備える復興事前準備の取組を推進する。											
2 復旧体制の整備											
(1) 復興対策マニュアルの整備（再掲）											
事前に被災後の復興の方向性を検討するなど、全庁的に一丸となり被災時の計画的な復興を推進するため、復興対策マニュアルの整備を図る。											
3 被災者の生活支援											
(1) 被災者生活再建支援システムの整備											
被災者が罹災証明書発行等の支援を迅速に受けることができる体制を整備するため、被災者生活再建支援システムの効率的な運用を図る。											
4 地籍調査の促進											
(1) 国土調査の実施（再掲）											
国土調査法に基づき、一筆ごとの地籍を明確化することにより、土地に関するトラブルを防ぎ、大規模災害時の復興や異常気象による災害復旧の円滑化を図るとともに、個人の権利や財産を守る取組を推進する。											
関連事業											
3 被災者の生活支援											
(1) 被災者支援システム整備事業											
4 地籍調査の促進											
(1) 国土調査事業											

目標6 地域社会・経済の迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

脆弱性の分析・整理

1 地域防災力の強化

(1) 自主防災組織等の強化（再掲）

大規模な災害発生時には、行政機能が大きく低下してしまう可能性があるため、自助、共助による応急活動を推進する必要がある。

2 防災体制の整備

(1) 文化財所有者・管理者の防災対策

文化財所有者や管理者に対し、防災対策への取組について推進する必要がある。また、無住や無人の施設には迅速に災害を通報する機器の設置を推進する必要がある。

3 被災者の生活支援

(1) 被災者相談の実施体制の整備

地震発生直後の混乱期から復旧・復興が進む時期に至るまで、行方不明者に関することや生活復興に関すること、事業の再興に関することなど、市民からの多種多様な相談・要望等に迅速に対応する必要がある。

6-5

個別施策分野							横断的分野				
行政機能・消防・防災教育等	住宅・都市・交通・国土保全	保健医療・福祉	情報通信	産業・物流・エネルギー	環境・農林水産	土地利用	市民協働の推進	人材育成	老朽化対策	官民連携	デジタル技術
リスクへの対応方策											
1 地域防災力の強化 <p>(1) 自主防災組織等の強化（再掲）</p> <p>大規模災害発生時における自助、共助による応急活動を推進するため、防災指導員や防災推進員を活用し地域防災力の向上を図るとともに、セーフコミュニティの取組を通して、地域防災に関する啓発を目的とした研修会等を開催し、正しい防災知識の共有を推進する。</p> <p>2 防災体制の整備</p> <p>(1) 文化財所有者・管理者の防災対策</p> <p>災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進める。また、文化財防火マークなど節目に合わせて、防災に関する啓発を行う。</p> <p>3 被災者の生活支援</p> <p>(1) 被災者相談の実施体制の整備</p> <p>市民からの多種多様な相談・要望等に対応するため、相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を推進する。</p>											
関連事業											
<p>1 地域防災力の強化</p> <p>(1) セーフコミュニティ推進事業</p> <p>(1) 地域セーフコミュニティ活動推進事業</p> <p>2 防災体制の整備</p> <p>(1) 指定文化財保存修理等補助金</p>											

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本市の強靭化に向けた取組に当たっては、全庁横断的な体制の下、一丸となり推進していく必要があります。

また、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協働を進めることが非常に重要であるため、平時から様々な取組を通じた関係構築を進めるとともに、効果的な施策の実施に努めていきます。

2 進捗管理

市地域計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業などの進捗状況を毎年度把握していくものとします。進捗状況の把握に当たっては、総合計画や分野別計画等の関連計画で行う事業評価（進捗管理）と連携して実施します。

また、関連事業の進捗状況や各種取組結果などを踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保などを行なながら進めていきます。さらに、本市だけでは対応できない事項については、国、県、関連機関等への働き掛けなどを通じ、事業の推進を図っていきます。

3 計画の見直し

市地域計画の見直しについては、本市の総合計画の改定、関係法令の改正、基本計画及び県地域計画の見直し、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を再度分析・整理し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、リスクシナリオ別の脆弱性の分析及び整理・リスクへの対応方策については、市地域計画の見直しにかかわらず、隨時設定等を行います。

なお、市地域計画は、他の分野別計画において国土強靭化に関する指針として位置付けているものであることから、国土強靭化に関する他の計画については、それぞれ計画の見直し及び修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、市地域計画と整合を図ります。

資料 マトリクス表

【1/4】

リスクシナリオ 番号	施策	関連する施策分野										
		個別施策分野							横断的分野			
		行政 機能	住宅 都市	保健 医療	情報 通信	産業 物流	環境 農林	土地 利用	市民 協働	人材 育成	老朽化 対策	官民 連携
1-1, 5-5	住宅の耐震化		○							○		
1-1, 5-5	建築物の耐震改修の促進		○							○		
1-1, 5-5	不特定多数が利用する建築物の耐震化		○							○		
1-1	避難場所の確保・整備	○	○									
1-1	防災拠点となる都市公園の整備	○	○									
1-1	公園施設の整備		○									
1-1	公園施設の長寿命化	○	○							○		
1-1	運動公園施設の長寿命化	○	○							○		
1-1, 1-2, 1-4, 3-2	学校の防災体制の整備	○	○									
1-1	小・中学校施設の最適化	○	○									
1-1	認定こども園の整備	○	○							○		
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	A I を活用した情報収集	○									○	
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	社会福祉施設の防災対策		○	○						○		
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	避難支援体制の整備			○					○			
1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 5-1	要配慮者等に対する避難誘導支援	○			○				○			
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	119番通報時等の多言語通訳	○			○							
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	災害時通訳ボランティアの育成	○							○	○		
1-1, 1-3, 1-4	市民の防災意識の向上	○							○	○		
1-1, 1-3, 1-4	オールハザードマップ等の作成	○										
1-1, 1-3, 1-4	地区別防災マップの作成	○							○			
1-1, 1-3, 1-4	防災教育の充実	○							○			
1-1, 1-3, 1-4, 3-1, 6-5	自主防災組織等の強化	○	○						○			
1-1, 1-3	ポケットブックの作成	○										
1-1, 1-3, 1-4	地域における避難場所の確保	○								○		
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	安全なまちづくりの推進	○	○					○			○	
1-1, 5-5	ブロック塀の安全対策の促進		○							○		
1-1	宅地耐震化の推進		○					○				
1-1, 1-3, 1-4, 2-1	消防団の活性化	○							○			
1-1, 1-3, 1-4, 2-1	消防団施設の整備	○								○		
1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2-1	消防車両の整備	○										
1-1	高機能消防指令センターの整備	○										
1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 5-1	総合防災訓練	○							○	○		

リスクシナリオ 番号	施策	関連する施策分野										
		個別施策分野							横断的分野			
		行政機能	住宅都市	保健医療	情報通信	産業物流	環境農林	土地利用	市民協働	人材育成	老朽化対策	官民連携
1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2-1, 2-2	医療関係機関等との連携による防災訓練の実施	○		○					○	○		
1-1, 1-2, 1-3, 1-4	地域特性に応じた訓練の実施	○							○			
1-2, 3-1	空き家対策		○							○		
1-2, 2-5	本厚木駅周辺地域都市再生安全確保計画の改定	○	○									
1-2	中心市街地の整備		○									
1-2	道路用地の取得		○									
1-2, 4-2	危険物施設等の安全対策の周知	○				○						
1-2	防火意識の啓発	○	○			○			○	○		
1-2, 2-1	消防力整備計画の推進	○										
1-2, 2-1	消防職員の育成	○								○		
1-2, 2-1, 2-2, 2-4, 3-2	広域応援体制の強化	○							○			
1-2	感震ブレーカーの整備	○										
1-3	準用河川恩曾川の改修					○						
1-3	公共下水道の浸水対策		○									
1-3, 4-4	農道、かんがい排水路及び取水せきの改修等					○				○		
1-3, 1-4	市街化調整区域内の災害危険区域等における新規立地の抑制		○					○				
1-3, 1-4	市街化調整区域内の災害危険区域等に存する建築物等の移転促進		○				○					
1-3, 4-1	民間事業者における浸水対策				○						○	
1-3	住宅、集合住宅等の止水対策	○										
1-3, 6-1, 6-4	迅速な復興まちづくりの実現	○										
1-4, 5-5	急傾斜地の安全対策	○										
1-4	土砂災害特別警戒区域の整備	○										
2-1, 2-2	救急救命講習会の実施	○	○						○	○		
2-1	消防資器材の整備	○										
2-1	消防水利の整備	○										
2-2, 2-4	市立病院における施設・医薬品・医療機器等の整備		○									
2-2, 2-4	医薬品の循環型備蓄		○									
2-2, 2-4	災害時における地域医療の充実		○								○	
2-2	燃料の確保				○							
2-2, 2-6	災害時医療救護体制の整備		○						○			
2-3	避難所運営マニュアルの見直し		○									
2-3, 2-4, 2-5, 4-3	物資供給・集積拠点の整備	○	○									
2-3	荻野運動公園体育館棟の改修	○	○									
2-3, 3-2	校舎・体育館等の改修	○								○		

リスクシナリオ 番号	施策	関連する施策分野										
		個別施策分野							横断的分野			
		行政機能	住宅都市	保健医療	情報通信	産業物流	環境農林	土地利用	市民協働	人材育成	老朽化対策	官民連携
2-3	特別教室への冷暖房設備の設置	○										
2-3	体育館への冷暖房設備の設置	○										
2-3, 2-4	学校給食センターの整備	○										
2-3	避難所における井戸等の整備	○										
2-4, 5-5	広域自治体との連携	○										
2-4, 2-5, 4-3	飲料水、食料及び生活必需物資等の確保	○							○			
2-4, 5-2	非常用電源設備の整備	○			○							
2-4	児童館（指定緊急避難場所）の整備	○										
2-4	災害拠点施設の整備	○										
2-5	帰宅困難者対策の推進	○							○			
2-6	防疫活動、保健活動体制の整備			○								
2-6	水害時の衛生対策と消毒方法の周知			○								
2-6	広域火葬体制の強化			○								
2-6	感染症対策を踏まえた避難所運営体制の見直し			○								
2-6	衛生用品等の備蓄の見直し			○								
3-1	防犯対策	○										
3-2	市庁舎の整備	○								○		
3-2	消防庁舎の整備	○								○		
3-2	業務継続体制の確保	○				○						
3-2	実践的な訓練の実施	○								○		
3-2	斎場機能の維持	○										
3-2, 6-1, 6-4	復興対策マニュアルの整備	○										
4-1, 4-2, 5-2	企業の防災体制の確立					○						
4-2	重要な産業施設や大規模施設の防火・防災対策	○				○			○			
4-4	森林の整備・保全						○				○	
5-1	あつぎの道づくり計画に基づく整備等の実施		○									
5-1, 5-2, 5-5	無電柱化の推進		○									
5-1	特設公衆電話の設置・利用				○							
5-1	災害情報収集伝達の強化	○			○							
5-1	情報発信・伝達体制の強化	○			○							
5-1	デジタルサイネージの設置		○		○							
5-1	公衆無線LANの整備				○							○
5-2	非常時のガス供給体制の整備					○			○			
5-2	電力の確保					○						
5-2	自立・分散型エネルギーの導入促進					○			○			
5-3	給水対策と応援協力体制の整備		○									
5-3	生活用水の確保		○									

リスクシナリオ 番号	施策	関連する施策分野										
		個別施策分野							横断的分野			
		行政機能	住宅都市	保健医療	情報通信	産業物流	環境農林	土地利用	市民協働	人材育成	老朽化対策	官民連携
5-4	下水道施設の耐震化		○							○		
5-4	下水道施設の長寿命化		○							○		
5-4	合併処理浄化槽の普及促進		○							○		
5-5	道路・橋りょう等の整備		○									
5-5	生活道路の整備		○									
5-5	橋りょうの長寿命化		○							○		
5-5	橋りょうの架け替え		○							○		
5-5	幹線市道の新設改良		○									
5-5	交差点の改良		○									
5-5	街路の整備		○									
5-5	沿道建築物の耐震化		○					○		○		
5-5	舗装の長寿命化		○							○		
5-5	道路付属施設の長寿命化		○							○		
5-5	路面下空洞調査		○							○		
5-5, 6-1	道路啓閉・交通制限体制の整備	○	○									
5-5	応急危険度判定の体制整備	○	○							○		
6-1	被災宅地危険度判定の体制整備	○	○							○		
6-1, 6-4	国土調査の実施		○					○				
6-2	災害救援ボランティアの受入れ	○			○				○			
6-3	災害廃棄物処理に係る連携強化						○					
6-4	被災者生活再建支援システムの整備				○							
6-5	文化財所有者・管理者の防災対策	○										
6-5	被災者相談の実施体制の整備			○					○			

資料 用語解説

No	用語	説明
あ行		
1	液状化	地下水位が高く緩い砂地盤では、地震が発生すると、その衝撃をきっかけに地盤の体積が収縮しようとして地下水の水圧が上昇し、それにより砂の粒同士の結合が離れることで、地盤が液体状になる。この現象のことを「液状化」という。
2	応急危険度判定	大地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や、外壁・窓ガラス等の部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度について判定・表示等を行うもの。
3	オールハザードマップ	市内の洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域・震度分布図・液状化危険度を掲載したハザードマップ。
か行		
4	かんがい排水路	農業用水量の安定的確保と用水管理の円滑化を図り、生産性の向上と農業経営の安定に資するため、大規模幹線用水路。
5	感震ブレーカー	一定以上の揺れを感じた時にブレーカーを遮断し、地震時に発生する通電火災を防止する分電盤用アダプター。
6	幹線道路	主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路のこと。
7	狭あい道路	道路の幅員が4メートル未満の公道。
8	緊急輸送道路	地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線。指定された路線については、自然災害への安全度を高めるため、道路施設の防災対策を優先して進める。
9	広域避難場所	火災が延焼拡大したとき、その輻射熱や煙から生命・身体を守るために避難する場所。
さ行		
10	災害拠点病院	病院などの後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院。
11	サプライチェーン	製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称。
12	市街化調整区域	都市計画区域において、市街化を抑制すべき区域のこと。
13	自主防災組織	住民自身が自発的につくる防災のための組織。

No	用語	説明
14	指定避難所	災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた市民または被害を受けるおそれがある市民を一時的に収容するとともに、地域の物資供給拠点や情報拠点となる場所。
15	取水せき	貯水池や浄水場、用水路などに水を引き入れるため、川をせき止める形で設置された堰。
16	深層崩壊	山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象。
た行		
17	大規模盛土造成地	盛土造成地のうち次のいずれかの要件を満たすものを大規模盛土造成地としている。 1) 谷埋め型大規模盛土造成地 盛土した土地の面積が 3,000 平方メートル以上であるもの 2) 腹付け型大規模盛土造成地 盛土する前の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上であるもの
18	地区別防災マップ	災害種別ごとの各データを活用し、市内 15 地区ごとの災害リスクを「地区別防災カルテ」としてまとめたもの。
19	地籍調査	国土調査法に基づき、市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目※、境界、面積を正確に調査し測量するもの。 ※地目とは、土地の主たる用途のこと。
20	デジタルサイネージ	市の情報をより効果的に発信するため、駅などに、設置するディスプレイやプロジェクターなどの映像表示装置。
21	道路啓開	緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦れき処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。
22	都市公園	国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地。
は行		
23	被災宅地危険度判定	大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を防止し住民の安全の確保を図るため、「被災宅地危険度判定士」が現地踏査により宅地の被災状況を調査し危険度を判定して、結果を現地に表示すること。
24	文化財防火デー	昭和 24 年 1 月 26 日に、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺（奈良県斑鳩町）の金堂が炎上し、壁画が焼損したことから、文化庁及び消防庁では毎年、1 月 26 日を文化財防火デーとしている。
25	防災行政無線	緊急・災害情報を素早く皆さんに伝えるため、市内全域に設置している伝達システム。

No	用語	説明
ま行		
26	密集市街地	当該区域内に老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないことその他当該区域内の土地利用の状況から、その特定防災機能が確保されていない市街地。
27	無電柱化	良好な景観の形成、通行空間の安全性・快適性の確保、倒壊による道路寸断の防止を目的として、電線類を地下に埋め込み、電柱をなくす取組のこと。
や行		
28	要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
ら行		
29	ライフライン	電気・水道・ガス・通信・輸送などの都市生活を支えるシステムの総称。
アルファベット		
30	AI (人工知能)	「Artificial Intelligence」の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念。
31	BCP (事業継続計画)	「Business Continuity Plan」の略称。「事業継続計画」もしくは「業務継続計画」を意味する。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
32	NGO	「Non-governmental Organization」の略称。貧困、飢餓、環境など、世界的な問題に対して、政府や国際機関とは違う”民間”の立場から、国境や民族、宗教の壁を越え、利益を目的とせずにこれらの問題に取り組む団体。
33	NPO	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
34	SNS	Social Networking Service の略。文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションするサービスのこと。

厚木市国土強靭化地域計画

令和7年9月

発行・編集 厚木市 企画部 危機管理課
